

科 目	I T 法 （後期）	単 位
		2
担 当	増田 晋	
授業内容の概要		
インターネットをめぐる主要な法律問題の中から、電子商取引の私法関係及び電子決済、インターネット上の情報の保護、及び、仲介者たるプロバイダーの責任を中心に検討する。その中で必要に応じ伝達される情報の保護（主として著作権やプライバシー権）や国際取引等の法律問題にも触れていく。 本科目はインターネット法の入門編として位置付けるものであり、授業方法としては入門書ではあるが実務的な教科書を指定して講義をすすめ、その時々で参考文献や参考資料を補助教材とする。		
授業方法		
生徒は事前に教科書・参考文献等を予習し、授業は、新規分野についてはレクチュアを取り入れるものの、法的理解力と分析力を高める教授法を積極的に取り入れる。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA、B、C、D、Fの5段階による。		
授業計画		
第1回 インターネット法に関するイントロダクション 第2回 電子商取引の成立(1) 第3回 電子商取引の成立(2) 第4回 本人確認と電子認証 第5回 電子決済 第6回 インターネット上の情報の保護(1) 第7回 インターネット上の情報の保護(2) 第8回 インターネット上の知的財産権 第9回 プロバイダーの責任(1) 第10回 プロバイダーの責任(2) 第11回 プロバイダーの責任(3) 第12回 インターネットをめぐるその他の法的問題(1) 第13回 インターネットをめぐるその他の法的問題(2) 第14回 総括 第15回 期末試験		
使用教材		
特定教科書を指定予定。その他、毎回のテーマに関する補助教材・参考文献・参考資料などを事前配布する。		
前提履修科目		
なし		

科 目	エンタテインメントと法（後期）	単 位
		2
担 当	久保利 英明	
授業内容の概要		
知的財産権といわれるものの中でも世界的な規模でめざましい発展を見せている我が国の、映画、アニメ、ゲームソフト、漫画、音楽、スポーツなどの各分野の現実のコンテンツ・ビジネスに焦点を絞る。それらのビジネスと著作権、商標権、意匠権、肖像パブリシティ権などの法律をリンクさせ、いかに権利の創設、利用、確保などを実現してゆくかを学ぶことを目的とする。		
授業方法		
TKC 教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・Fの5段階による。		
授業計画		
第1回 エンターテインメント・ビジネスとは。 第2回 出版ビジネスに関連する諸問題として、漫画喫茶での大量閲覧問題や新古書店のもたらした問題点。 第3回 音楽ビジネスに関連する諸問題を取り上げる。 第4回 前回の続行。デジタル時代のインターネット配信や海賊版の具体的問題に関連して音楽著作権の保護と活用を議論する。 第5回 映画ビジネスに関連してそのビジネスの実際に携わっている法律家であるゲストスピーカーからビジネスの実態と法律上の問題の解説。 第6回 前回で明らかとなった実態を前提に、契約の締結、法文の解釈、立法論にまで踏み込んで、これからの映画ビジネス法務の在り方を探求する。 第7回 コンピュータゲームソフトビジネスに関連して、映画とコンピュータゲームソフトとの違いを検討する。 第8回 映像に関連するエンターテインメントビジネスであるビデオや DVD についてどのような問題があるか、中古ビデオ、レンタルビデオ問題の判例を題材に討論を展開する。 第9回 エンタテインメントビジネスのコンテンツとしてのアニメを取りまく諸問題。 第10回 第9回のテーマを続行する。 第11回 エンタテインメントの主役とも言えるスポーツ選手や俳優などの代理人として、弁護士にどのような活躍の場があるのか。 第12回 肖像パブリシティ権に関連して、その権利としての生成過程および現状、明文による権利化についての将来展望等を議論する。 第13回 12回まではエンタテインメントのコンテンツに関する講義を行ってきたが、今回は放送とインターネット配信などコンテンツを送るビークルについて取り上げる。 第14回 エンタテインメントが国際化に対応すべき各種条約の内容とそれぞれの位置づけを学ぶ。 第15回 期末試験		
使用教材		
授業方法について記載したように、特定教科書を指定せず、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などをPDF ファイルなどで提供する。		
参考書(購入任意)： 久保利他著『著作権ビジネス最前線』(中央経済社)、『エンターテインメントと法律』(第二東京弁護士会知的財産権法研究会編集)		
前提履修科目		
なし		

科 目	コーポレートガバナンスと法（前期）	単 位 2
担 当	久保利 英明	
授業内容の概要		
コーポレートガバナンスとは公開会社の経営者による支配を問題とする概念であるが、広範な意味内容を持ち、経営学、社会学、倫理学などの観点が複雑に絡み合う概念である。本講義は会社の在り方が急速に変化する中で商法的視点を中心にトータルに論議する。我が国における株主総会、取締役会、監査役、委員会設置会社などの機能と効果を議論すると共に、M&A や敵対的買収における欧米などのガバナンスとの比較を通じてあるべき日本企業のコーポレートガバナンスを追求する。		
授業方法		
TKC 教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績は A・B・C・D・F の5段階による。		
授業計画		
第1回 コーポレートガバナンスの歴史的な起源と世界的な潮流。 第2回 コーポレートガバナンスは誰のために、何のために必要か。 第3回 我が国におけるコーポレートガバナンスの現状と将来の展望。 第4回 商法以外の規制とガバナンスの関係 第5回 米国型のガバナンス。 第6回 ドイツや英国などにおけるコーポレートガバナンス。 第7回 コーポレートガバナンスを経済学的視点、経営学的視点から検討する。 第8回 エンロン事件等を題材にコーポレートガバナンスに対する弁護士、公認会計士などの役割。 第9回 労働組合や従業員の視点とコーポレイガバナンス。 第10回 委員会設置会社の位置づけや有効性。 第11回 株主代表訴訟の現状とコーポレートガバナンス。 第12回 企業経営におけるコンプライアンスとコーポレートガバナンス。 第13回 企業と人権等 CSR を含めたコーポレートガバナンス。 第14回 敵対的買収防衛策とコーポレートガバナンス。 第15回 期末試験		
使用教材		
授業方法について記載したように、特定教科書を指定せず、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などをPDF ファイルなどで提供する。		
前提履修科目		
なし		

展開・先端科目 市民法務・公益法務

科 目	ジェンダーと法（後期集中）	単 位
		2
担 当	市毛 由美子	
授業内容の概要		
男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、21 世紀の最重要課題であり(男女共同参画社会基本法前文)、司法の場も例外ではない。ジェンダー(社会的に作られた性差)は、子供の頃からの家庭生活・学校生活を通じて無意識的に刷り込まれているため、多くの人はそれが固定観念や偏見であることに気付かないまま社会人となってしまう。しかし、これが無意識のままに司法の場に持ち込まれると、究極的には国民の司法に対する信頼をゆるがすという重大な危険を孕んでいる。ここで、法曹となろうとする者には、ジェンダーによる固定観念・偏見を除去する意識的取組みが求められている。本授業では、事例研究を中心に議論を深めることで、各人が、ジェンダーとは何か、これが司法においていかなる弊害をもたらすかを認識し、かつ、社会と自分の中に刷り込まれたジェンダーを自覚することにより、真の正義に資する法曹への動機付けを目指す。		
授業方法		
学生は、毎回のテーマに関する指定文献・資料などを事前に検討して授業に臨むこととし、教室では質疑・討論及びワークショップによって当該テーマに関する理解を深める。		
成績評価の方法		
毎回到授業における能動的参加の程度と、テイク・ホーム試験によって評価する。成績はA・B・C・D・Fの5段階による。		
授業計画		
第 1 回 ジェンダー概論		
第 2 回 法律・判例とジェンダー		
第 3・4 回 家事事件におけるジェンダー・バイアス		
第 5 回 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ		
第 6 回 被害者心理とジェンダー		
第 7 回 ドメスティック・バイオレンス		
第 8 回 女性政策の歴史、海外・国連の取組み／男女共同参画基本法		
第 9・10 回 職場におけるジェンダー・バイアス		
第 11 回 セクシャル・ハラスメント		
第 12・13 回 刑事事件とジェンダー・バイアス		
第 14 回 司法及び法曹のあり方とジェンダー		
第 15 回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 第二東京弁護士会『事例で学ぶ 司法におけるジェンダー・バイアス』明石書店		
前提履修科目		
なし		

展開・先端科目

科 目	リサーチペーパー（前期）（後期）	単 位
		1
担 当	宮澤 節生	

授業内容の概要

担当教員は運営全体の統括を担当するものであって、実際の指導は、各履修学生の研究テーマによって選定され、指導を引き受けた、本学専任教員によって行われる。目的は、広い意味での法学に関する学術論文の作成である。選択した問題について、従来の研究を踏まえたうえで新たに分析（実証研究の場合は調査）を行い、自己の見解（実証研究の場合は知見）を提示するものでなければならない。実質的に、短めの修士論文を書くことに相当する。したがって、まず選択した問題に関する従来の研究論文を網羅的に収集検討することから作業を始めることを勧める。本学に所蔵しない文献の収集については図書館スタッフに相談することを勧める。文献引用については、学術論文のスタイルを踏まえたものでなければならない。以下、履修手続・作業要領等を記す。

1. 仮登録・正規登録

（1）仮登録：履修希望者は、氏名、学生番号、テーマ、希望する指導教員（専任にかぎる）、400 字程度のテーマ説明を A4 用紙 1 枚に横書きし、前期履修については 2005 年 12 月 20 日（火）までに、後期履修については追って指定される夏休み前の一定期日までに、事務所に提出しなければならない。その際、希望する指導教員と事前に協議し、承諾を得ておくこと。

（2）正規登録：前期・後期とも、各学期の通常の登録期間中とする。履修取り消し期間も、他の科目と同一とする。

2. 対象分野・分量

法学（法解釈論に限定せず、実務分析、歴史的・哲学的・実証的研究、政策論等を含む）の全分野を対象とする。ただし専任教員の中に指導教員が確保できるものでなければならない。分量は 1 万字～2 万字とする。

3. 前提履修科目

現時点では開講されていない分野や、本学では科目として設定されていない分野もあるので、前提履修科目は設けない。ただし、上記のとおり、指導を希望する教員に研究計画を説明して事前に了承を得ること。（当該教員が当該学生の知識・学力を考慮して指導を断ることがありうる。）

4. 共同セミナー

（1）第 1 回：担当教員は、前期・後期とも、学期開始直後に、学術論文の基本的作法について第 1 回共同セミナーを行う。予備登録からそれまでの間に、選択したテーマに関する古典的文献や最近の研究業績を検索・検討し、テーマの絞込みと自己の主張の整理に努めることを勧める。

（2）第 2 回： 担当教員は、前期・後期とも、最終授業日の約 1 ヶ月前に第 2 回共同セミナーを行い、論文作成の進行状況を確認する。

5. ペーパー提出

前期・後期とも、ペーパー提出期限は期末試験最終日の 1 週間後とする。履修者は、完成論文を事務所に提出しなければならない。

6. 成績評価

可否の 2 段階評価とする。

7. 優秀論文の選定

何らかの方法で優秀論文を選定することを検討中である。

科 目	リスクマネジメントとコンプライアンス（前期）	単 位
		2
担 当	山下 丈	
授業内容の概要		
企業の内部統制についてはリスクマネジメントとコンプライアンスがその構成要素とされる一方で、近時は企業の社会的責任(CSR)も重要であると強調される。これら三者の相互関連を検討しながら、法的にはコンプライアンス(法令等遵守)を中心課題として取り上げる。 コンプライアンスは企業のそれぞれの業種・業態に応じて具体的な内容を異にするが、ここでは最も厳密で組織立ったコンプライアンス監督に取り組んでいる金融庁による金融機関の監督を中心に、この問題を取り上げる。したがって、同時に開講される「金融法」講義と密接に関連する内容である。		
授業方法		
あらかじめ各回のテーマに沿った具体的な資料・参考文献・判例等を指示することにより、事前の予習で問題点を検討させる。講義では質疑討論を中心にしながら、若干の解説も交え、テーマに対する理解と応用力を深めさせる。		
成績評価の方法		
講義での参加態度と予習・復習、および期末試験の成績の総合評価で、A、B、C、D、Fの5段階とする。		
授業計画		
第1回 金融庁による金融機関のコンプライアンス監督		
第2回 コンプライアンスとリスクマネジメント		
第3回 コンプライアンスと CSR		
第4回 コンプライアンスと内部統制		
第5回 企業グループ・持株会社のコンプライアンス		
第6回 経済産業省「コーポレートガバナンス及びリスク管理・内部統制に関する開示・評価の枠組について」		
第7回 日銀レポート「銀行のコンプライアンス機能」		
第8回 個人情報保護法・情報セキュリティ		
第9回 企業犯罪と法人への罰金		
第10回 独占禁止法コンプライアンス		
第11回 営業秘密の保護と漏洩		
第12回 公益通報者保護法		
第13回 社外取締役・独立取締役		
第14回 株主代表訴訟		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)		
特定の教科書は指定しない。毎回、TKC教育研究支援システムを活用して、判例・参考文献・関連資料を提示する。		
参考書(購入任意)		
井窪保彦・佐長功・田口和幸編著『実務 企業統治・コンプライアンス講義』民事法研究会 平成17年		
郷原信郎編著『企業法とコンプライアンス』東洋経済新報社 平成18年		
前提履修科目		
商事法入門		

科 目	医療と法 (前期)	単 位
		2
担 当	釘澤 知雄	
授業内容の概要		
人間は、医療と絶えず接触し、医学の進歩による恩恵を受けているが、常に患者や家族と医療関係者との意見・利害が一致する訳ではなく、両者が相反した場合、どちらの意見・利害が優先ないし尊重されるべきなのか。又、医学は著しく進歩し、例えば生殖補助医療分野の発展は民法等が全く予定していなかった親子関係や家族関係を産み出しているが、医学の進歩の名の下に、或いは患者の希望の名の下に、医師はあらゆる医療行為を行うことが許されるのか、それらの場合に法令とどのように折り合いを付けるのかを考えねばならない。このような様々な問題を憲法、民法、刑法など関係法規を横断的に検討し、医療と法律(生命倫理)がどのような関係にあるかを考え、法的なバランス感覚を養うことを目的とする。		
授業方法		
クラスを少人数のグループに分け、講義前に講師が与えた具体的な設例(テーマ)について担当グループが基礎分析、問題点(論点)の整理及び検討をし、その結果を報告する。指定教科書以外にTKC教育研究支援システムに該当テーマに関する参考文献・参考資料なども事前に掲載するので、担当グループ以外の学生各自も授業前に検討しておき、講義当日は主として担当グループを中心として質疑・討論をし、講師は適宜コメントや意見を述べ、当該テーマに関する理解を深めてもらう。また、講義を通じて生殖医療法ないし生命倫理法を起案して貰う。更に、講義内容に関連して、産婦人科医、弁護士、臓器移植コーディネーター等による講演を随時盛り込む予定であり、講義が前後・変更される可能性がある。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と期末試験(レポート)によって評価する。成績はA・B・C・D・F(不可)の5段階による。		
授業計画		
第1回 配偶者間の人工授精・体外受精及び凍結精子・凍結受精卵の帰属 第2回 非配偶者間の人工授精・体外受精における父親・母親の決定 第3回 非配偶者間の人工授精・体外受精によって出生した子の出自を知る権利 第4回 代理母の是非及び代理母が許されとした場合の代理母契約の内容 第5回 代理母の出生児引き渡し拒否など代理母をめぐる法的なトラブルとその処理 第6回 中絶・減数(減胎)手術、堕胎罪、母体保護法 第7回 出生前診断・着床前診断 第8回 妊娠・出産にまつわる医療過誤における損害とは何か 第9回 HIV・遺伝子診断による差別、個人情報の管理及び遺伝病等の告知とプライバシー 第10回 性同一性障害と戸籍法及び美容整形におけるトラブル 第11回 臓器移植、特に提供者本人の意思と遺族の意思を中心として 第12回 未成年者の臓器移植 第13回 重篤な障害を持った出生児の延命治療停止、安楽死、尊厳死、クオリティーライフ 第14回 医療を受ける権利及び医療を拒否する権利。患者(医師)はどこまで許されるのか。 第15回 期末試験(レポート)		
使用教材		
教科書(購入必須)： 実務医事法講義(加藤良夫編著・民事法研究会) 参考書(購入任意)： 適宜、TKCで告知する。		
前提履修科目		
なし。		

科 目	医療関係訴訟論（後期）	単 位 2
担 当	上田 正和	
授業内容の概要		
近時注目を浴びている医療過誤事件について、主として患者側代理人の立場から、一連の手続の流れと、その際に問題になってくる実体法上・手続法上の重要問題を取り上げ、医療過誤事件への関心及び理解を深めてもらうことを目的とする。ただ結論を追い求めるだけでなく、色々と考えながら学ぶことを目指していきたい。 医療関係訴訟事件は専門性が高いと言われ、とりわけ患者側代理人にとっては困難な類型の事件であるが、専門訴訟の代表例として近時の民事訴訟法改正問題をリードし、証拠保全（検証）、書証、尋問、鑑定、和解などの民事訴訟法上の様々な手続きが登場し、実体法（民法）上も、注意義務（医療水準論）、因果関係論、損害論などの興味深い法的論点が数多く存在する。 民法や民事訴訟法そして民事訴訟実務の総まとめ（総合的な復習ないし確認）とも言える内容を有するものとし（一部、刑事事件との関係も取り上げる）、民事法全般についての実践的な理解を深めるために有用なものになりたい。医学的な専門知識はもちろん不要である。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回の授業テーマに関する参考資料や参考判例などを事前に検討するようにし、授業当日においては、講義と質疑討論などを組み合わせることによって、当該テーマについての理解を深める。		
成績評価の方法		
毎回の授業への積極的な参加の程度と期末試験によって評価する。成績評価は、A・B・C・D・Fの5段階とする。		
授業計画		
第1回 医療過誤事件の特徴、医療過誤事件の手続全体の流れ、相談や受任に当たっての留意点 第2回 カルテ類の入手方法としての証拠保全の申立て及び実施方法 第3回 証拠保全以外の資料収集方法、カルテ類入手後の作業（調査、協力医、説明会開催など） 第4回 示談交渉の申入れと進め方、示談条項 第5回 訴訟提起と法律構成（債務不履行と不法行為） 第6回 訴訟における主張・立証の方法、最近の訴訟手続の特徴（争点整理手続、診療経過一覧表など） 第7回 過失論（医療水準論） 第8回 因果関係をめぐる議論（証明の程度、原因競合事案、不作為と因果関係など） 第9回 損害論（損害の種類、損害の評価、期待権侵害など） 第10回 立証手続（私的意見書、尋問、鑑定など） 第11回 和解と判決、医療過誤事件の解決に当たっての特徴や留意点 第12回 自己決定権と説明義務（ガンの告知など） 第13回 医療過誤事件の具体的なケースの紹介・検討、最近の新しいテーマなど 第14回 医療過誤と刑事事件（刑法解釈論上の諸問題） 第15回 期末試験		
使用教材		
参考書（購入任意）：加藤良夫編著『実務医事法講義』（民事法研究会）（平成17年） 加藤良夫・増田聖子著『患者側弁護士のための実践医療過誤訴訟』（日本評論社）（平成16年） 『医事法判例百選』（有斐閣）（平成18年7月出版予定）		
前提履修科目		
民法1～6、民事訴訟法1・2		

科 目	家族法 （後期）	単 位
		2
担 当	松浦 千誉	
授業内容の概要		
民法典第 4 編親族、第 5 編相続—いわゆる「家族法」の部分—の規定および制度の解釈が中心になるが、それらの規定および制度の適用が、現実にはどのように運用されているか、その結果がどのようなものであるか、どのように機能しているか等も含めて、検討する。 また、家族に対する法的規制は、男女の共生化、離婚の増加、少子高齢化、生殖医学の発展などで、揺れ動いている。これらの法的問題に対処するため、比較法的視点も加えたい。		
授業方法		
導入講義の後、ケースを研究させる(ケースメソッドによる)。		
成績評価の方法		
通常の授業における態度、並びに期末の試験によって評価する。 成績は、A・B・C・D・F(不可)の5段階とする。		
授業計画		
第 1 回 現行法への史的素描、現行法の体系、戸籍法、その他の家族関連の法律、家庭裁判所		
第 2 回 親族		
第 3 回 婚姻の成立		
第 4 回 婚姻の効果		
第 5 回 婚姻の解消		
第 6 回 実子		
第 7 回 養子		
第 8 回 親権と未成年者後見		
第 9 回 成年後見と扶養		
第 1 0 回 相続人と相続分・遺留分		
第 1 1 回 相続財産		
第 1 2 回 遺言		
第 1 3 回 相続の承認・放棄		
第 1 4 回 遺産分割		
第 1 5 回 期末試験		
使用教材		
ケース(判例、決定)を指定		
教科書(購入必須)：		
内田貴『民法Ⅳ 親族・相続』[補訂版]東京大学出版会		
参考書(購入任意)：		
導入・入門：		
松浦他監修『ゼロからの民法 家族法編』不磨書房/信山社		
松浦他『家族と法—親族編』、『家族と法—相続編』慶応義塾大学出版会		
ケース：		
家族法判例百選(第6版)有斐閣		
前提履修科目		
民法総則、債権、物権		

科 目	会社関係訴訟論（後期）	単 位 2
担 当	北沢 義博	
授業内容の概要		
弁護士実務、企業法務において会社法の訴訟を担当することはそれほど多くない。しかし、会社法実務においても、判例の重要性は他の科目と異なることはない。重要な最高裁判例は、これを理解していなければならないし、取締役の職務執行停止仮処分や商事非訟手続など会社法特有の手続についての知識・理解も必要である。今回は会社法の大改正があったので、改正による従来の判例の射程の変化も考慮に入れてその法理を検討する。 新会社法の理解を深めるとともに、実務的な観点も混じえる授業を試みる。3年間の会社法学習のまとめとしたい。		
授業方法		
会社法における重要な判例、最近の著名判例をピックアップして、その法理を検討することを中心とする。従って、学生は事前にその判例を読み、事案を把握して、法的な問題を検討してくることが要求される。場合によっては、簡単な起案を課題とすることもある。		
成績評価の方法		
期末試験によって、A, B, C, D, Fを評価する。		
授業計画		
第1回 新会社法と判例・実務、コーポレートガバナンスと会社法 第2回 株主総会決議に関する訴訟 第3回 取締役会決議、代表取締役の行為に関する訴訟 第4回 株式の権利帰属に関する訴訟 第5回 取締役の競業避止義務、自己取引、報酬に関する訴訟 第6回 取締役の善管注意義務 第7回 経営判断の原則、内部統制システムの構築義務 第8回 監査役、会計監査人に関する訴訟、職務執行停止仮処分 第9回 少数株主の権利に基づく訴訟 第10回 新株の発行をめぐる訴訟 第11回 企業防衛、ポイズンピル 第12回 会社の組織再編に関する訴訟 第13回 法人格の否認、会社の権利能力 第14回 会社法と訴訟法、商事非訟事件 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)：授業の教材は毎回TKCで提供する。ただし、開講時点で、江頭教授の基本書(有斐閣)が改訂出版されていれば、これを必読とする。 参考書(購入任意)：中村直人「新会社法—新しい会社法は何を考えているか」(商事法務)		
前提履修科目:会社法1, 2		

展開・先端科目 市民法務・公益法務

科 目	環境紛争と法（前期）	単 位
		2
担 当	牛山 積	
授業内容の概要		
環境法は広範な領域に及んでいる。本講義では、第一に主要な制定法のうち、環境基本法、大気汚染防止法等の規制法の一部と環境影響評価法の枠組みについて基本的知識を理解することを目指す。他の制定法については、3年次配当の「環境法政策」で扱う。第二に、公害環境紛争の司法的・行政的解決の理論的問題点について具体的事例に即して学習する。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する文献・判例・資料などを PDF ファイルで提供する。事前の準備を期待して、教室では質疑討論によって理解を深めるよう努力したい。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。A・B・C・D・F（不可）の5段階とする。		
授業計画		
第1回 公害・環境問題と法の発展 環境法を頂点とする法体系の成立と公害・環境裁判の展開 第2回 大気汚染と法1 （1）大気汚染防止法の枠組み、(2) 大気汚染訴訟における争点 第3回 大気汚染と法2 大気汚染訴訟の事例研究 第4回 水質汚濁と法1 （1）水質汚濁防止法の枠組み、(2) 水質汚濁訴訟における争点 第5回 水質汚濁と法2 水質汚濁訴訟の事例研究① 民事訴訟 第6回 水質汚濁と法3 水質汚濁訴訟の事例研究② 国家賠償法 第7回 土壤汚染防止と法 第8回 騒音訴訟の事例研究 第9回 環境影響評価の法制度と差止請求における違法性判断 第10回 行政訴訟1 取消訴訟を中心として 第11回 行政訴訟2 住民訴訟を中心として 第12回 行政的紛争処理制度 第13回 公害健康被害補償制度 第14回 環境法理論の到達点と課題 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 阿部泰隆・淡路剛久編『環境法(第3版)』有斐閣 大塚直『環境法』有斐閣(第2版刊行予定) 参考書(購入任意)： 淡路剛久・大塚直・北村喜宣編『環境法判例百選』別冊ジュリスト、有斐閣 判例大系刊行委員会編(編集代表 牛山積)『大系 環境・公害判例全9巻』旬報社		
前提履修科目		
なし		

科 目	環境法政策（前期）	単 位
		2
担 当	北山 雅昭	
授業内容の概要		
本講座では、環境保全を実現するための様々な手法について、環境汚染防止、自然・景観保護、地球環境保全といった各領域に目配りしつつ具体的に検討し、現在の日本の環境法政策を明らかにすることを目指す。訴訟その他の紛争処理制度による公害・環境問題への対応は「環境紛争と法」に譲るが、重要な事例についてはその都度言及したい。前半で、環境負荷を回避・低減するための種々の手法について学習し、後半では、より具体的な環境問題を取り上げて、解決のためのあるべき環境法・環境政策を考える。国際的な取組についても検討の対象とする。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する文献・判例・資料などを事前に検討しうるように工夫し、講義では、主として質疑討論によって理解を深めてもらいたいと考えている。		
成績評価の方法		
授業への能動的参加の程度(30%)と、期末試験(70%)に基づき、A・B・C・D・F(不可)の5段階で評価する。		
授業計画		
第1回 オリエンテーション		
公害・環境問題への法的・政策的対応の歴史を概観することにより、現在の問題状況と基本的原因を把握する。		
第2回 環境法・環境政策における基本理念・原則		
環境法政策における基本理念・原則(環境権、持続可能な発展、世代間の公平など)について理解する。		
第3回 環境基本法と環境基本計画		
環境基本法および環境基本計画の概要と役割について学ぶ。		
第4回 環境保全の手法(1) 規制的手法		
直接的規制手法と枠組的規制手法について学ぶ。環境リスクの評価方法についても学習する。		
第5回 環境保全の手法(2) 経済的手法		
環境税・課徴金、補助金、デポジット制度、排出量取引制度について学習する。		
第6回 環境保全の手法(3) 自主的取組手法		
環境マネジメント・監査システムについて学習する。		
第7回 環境保全の手法(4) 情報的手法		
環境汚染物質排出・移動登録制度、その他の環境情報公開に関する制度について学習する。		
第8回 環境保全の手法(5) 手続的手法		
環境アセスメントについて学習する。戦略的環境アセスメントについても学ぶ。		
第9回 循環型社会の形成		
循環型社会に向けた、ごみ・廃棄物処理とリサイクル問題への法的・政策的対応のあり方について検討する。		
第10回 土壌汚染の対策		
土壌汚染(地下水汚染を含む)への法的・政策的対応のあり方について検討する。		
第11回 有害化学物質の規制・管理		
有害化学物質(環境ホルモンを含む)の規制・管理のあり方について検討する。		
第12回 自然環境の保護		
自然環境を保護するための国際的取組と国内法制、生物多様性の保全の必要性を考える。		
第13回 地球温暖化問題への対応		
気候変動枠組条約と京都議定書を中心とする地球温暖化問題への国際的取組と国内措置について検討する。		
第14回 開発途上国の環境問題		
開発途上国において深刻な環境問題が発生する社会的構造を理解し、解決に向けた方策を検討する。		
第15回 試験		
使用教材		
授業方法について記述したように、特定教科書を指定せず、毎回のテーマに関する文献・判例・資料などを PDF ファイルなどで提供する。		
参考書(購入任意)： 環境法判例百選		
前提履修科目		
なし		

科 目	企業のファイナンスと会計（前期）	単 位
		2
担 当	渡邊 昭二	
授業内容の概要		
最近金融破綻に係わる裁判に関し、弁護士と接触する機会があった。現役の弁護士でしかも金融事件を担当する人ですら金融や企業会計について案外疎いものを知って少々驚いている。従って本講ではこれまで企業のファイナンスや会計については余り縁のなかった人を対象とし、金融を含め科目名のテーマにつき相応の知識が得られるよう授業計画を組み立ててゆく。 バブル崩壊後略15年となる、この間企業のファイナンスや会計の手法にも大きな変化が現れている。またこれを仲介する銀行や証券会社等の金融機関の戦略も負の遺産処理や金融自由化の中で変更を余儀なくされてきた。これらの流れを踏まえ、まず企業のファイナンスをデット、エクイティ、その他に分け概観する。そしてこのファイナンスや企業活動の成果である企業財務を会計面から敷衍する。更に最近の会計基準の変更についてもお渡ししてゆく。 多くの企業はグローバル化の流れの中で、コーポレートガバナンスの有り方をも変えてきた。平成 18 年には「新会社法」が制定され、企業法務の一層の整備が行なわれる。これを先取りするように日本国内でも「企業買収」や「敵対的買収防衛策」などの事例が頻発し新聞紙上を賑わせている。本講では「新会社法」の施行によって会計面でどのような変化が見られるか、企業買収や企業買収に伴うファイナンス、そして買収防衛策に係わるファイナンスに新たな展開があるのか等にも焦点を当て検証して参りたい。		
授業方法		
講義と事例研究を中心に授業を進めてゆく。講義のレジュメ、事例、参考資料については事前に配布する。 授業計画や授業方法については受講生の希望等も取り入れ、適宜変更する可能性もある。		
成績評価の方法		
期末の試験と随時求めるレポートによって評価する。成績はA・B・C・D・Fの5段階による。		
授業計画		
第1回 資金循環と金融 第2回 企業のファイナンス その一： デットファイナンス 第3回 〃 その二： エクイティファイナンス 第4回 〃 その三： 多様化する資金調達形態(シローン、証券化、リース等) 第5回 〃 その四： 金融新商品のパーツ、デリバティブ 第6回 企業財務の基礎 第7回 会計監査 第8回 企業財務戦略とコーポレートガバナンス 第9回 企業会計基準の新たな流れ 第10回 新会社法と企業会計 第11回 新会社法によって変わる企業買収とファイナンス 第12回 敵対的企業買収と企業買収防衛策 第13回 企業価値向上と株式投資 第14回 企業のファイナンスと会計、総括 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 講義の中で適宜指定する 参考書(購入任意)： 講義の中で随時参考書を例示する		
前提履修科目		
なし		

科 目	企業結合法・閉鎖会社法（後期）	単 位
		2
担 当	前田 修志	
授業内容の概要		
商法が予定する一般的な「株式会社」像から乖離した実態がある場合として、複数の株式会社が法的・経済的に一体性を有しているような企業結合関係と、株主の流動性がなく、「所有と経営の分離」がみられないような、小規模で閉鎖的な会社に関する諸問題をとりあげる。前半では企業結合関係について、合併・会社分割という商法の規制がある形態から、親子会社・企業グループなど、商法の規制が十分ではないものまで広く対象とする。後半では、小規模閉鎖会社に生じる紛争をとりあげ、紛争の実態並びに紛争解決の方法を検討する		
授業方法		
あらかじめ設問を設定し、予習のための関連判例・参考文献を指示して、十分に事前の検討を行わせる。当日は設問に関連する法規制の概要に関する簡単な解説を交えつつ、討論を中心とする。参加者の人数に応じて、講義・質疑応答の態様を変えるが、会社法の基本知識の確認を交えつつ、事例・参考資料に即した応用的な解釈論について、討論を行う。		
成績評価の方法		
期末試験（テークホーム試験）によって評価する。ただし、著しく講義参加の態様が悪い者（過度の遅刻・授業妨害など）については、期末試験の成績評価において減点対象とする。		
授業計画		
第1回 組織再編手続の概要と問題点		
第2回 合併・会社分割と利害関係の調整		
第3回 事業譲渡・重要財産の処分と株主の保護		
第4回 株式交換・株式移転と利害関係の調整		
第5回 持株会社の運営と法的問題点 ～事業会社との比較		
第6回 親子会社関係における親会社株主・債権者の保護		
第7回 親子会社関係における子会社株主・債権者の保護		
第8回 会社法規制と企業買収		
第9回 企業結合関係の形成における税法・独占禁止法と会社法		
第10回 閉鎖会社（1）～会社の閉鎖性と機関権限の分配		
第11回 閉鎖会社（2）～募集株式の発行における譲渡制限会社への配慮		
第12回 閉鎖会社（3）～定款自治の拡充とその限界		
第13回 閉鎖会社（4）～支配権争いと紛争解決手段		
第14回 企業結合・閉鎖会社をめぐる諸問題		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）： 特になし		
参考書（購入任意）： 特に指定しないが、スタンダードな会社法の基本書は用意して欲しい		
前提履修科目		
会社法1・2のいずれも履修済であること。		

科 目	企業法務論（後期）	単 位
		2
担 当	大村 多聞	
授業内容の概要		
企業の法的リスクが高まる中、今後、企業法務部の役割が高まり、質量共に発展すると予想される。また、企業法務部員が全員弁護士により占められる時代もいずれ到来すると考えられる。そこで、企業法務部論を中心とし、具体的には(1)企業法務部の役割、機能、人材、外部弁護士事務所との関係、これらについての国際比較を学び、(2)ゲスト・スピーカーより企業のリスク・マネジメントを学んだ上で、リスクの交換としての契約の本質を学び、さらに企業のリスク管理としてのコンプライアンスを学ぶ、また、(3)三名の異なるタイプの企業内弁護士より報告を受けた上で、企業法務部・企業内弁護士の将来像につき討論・発表を行う。		
授業方法		
事前配布される資料を読んだことを前提に、説明と質疑・討論を組み合わせて進める。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度(課題としての文書の提出も含む。)と、学期末に提出を要求するレポートによって評価する。成績は「合／否」による。 なお、課題として各授業前の作成・提出を要求する文書自体の出来・不出来は、評価の対象としない。		
授業計画		
第1回 企業法務部の現状と展望 第2回 企業内弁護士の現状と展望 第3回 企業法務弁護士事務所の現状と展望 第4回 企業のリスク・マネジメント(ゲスト・スピーカーによる企業のリスク・マネジメントの報告) 第5回 企業活動と契約(1) 第6回 企業活動と契約(2) 第7回 企業活動と紛争 第8回 企業活動とコンプライアンス(1) 第9回 企業活動とコンプライアンス(2) 第10回 ゲストスピーカー・外資系 General Counsel よりの報告 第11回 ゲストスピーカー・実務クラス男性企業内弁護士よりの報告 第12回 ゲストスピーカー・実務クラス女性企業内弁護士よりの報告 第13回 企業法務部の役割と米国の経験 第14回 学生より企業法務部・企業内弁護士像の発表 第15回 期末課題(レポート提出)		
使用教材		
教科書(購入必須)： なし		
参考書(購入任意)：「会社法務部」2001年8月 別冊 NBL No.63/(社)商事法務研究会 「アメリカ会社法規部論」1997年7月 大矢息生著/成文堂 「国際企業法務」2002年2月 高柳一男著/(社)商事法務研究会 「エンロン事件とアメリカ企業法務」2005年9月 高柳一男著/中央大学出版部 「インハウスローヤーの時代」2004年6月/日本評論社 「法律家のためのキャリア論」2005年12月 村上政博著/PHP 新書		
前提履修科目		
なし		

科 目	金融法（前期）	単 位
		2
担 当	山下 丈	
授業内容の概要		
証券取引法については別講義が用意されているので、ここでは主として銀行関連法と保険法を取り上げる。前半部は銀行法・銀行取引法を中心に、銀行業に関する諸問題を取り上げる。後半部においては、保険業法・保険契約法(商行為各則)に関して、保険事業と保険契約に関する特殊性を検討する。		
授業方法		
あらかじめ各回のテーマに沿った具体的な資料・参考文献・判例等を指示することにより、事前の予習で問題点を検討させる。講義では質疑討論を中心にしながら、若干の解説も交え、テーマに対する理解と応用力を深めさせる。		
成績評価の方法		
講義での参加態度と予習・復習、および期末試験の成績の総合評価で、A、B、C、D、Fの5段階とする。		
授業計画		
第1回 銀行業の規制と銀行法 第2回 金融庁による預金等受入金融機関の監督 第3回 金融商品販売法・投資サービス法 第4回 マネーロンダリング・情報セキュリティ・ペイオフ 第5回 金融コングロマリット監督・金融持株会社 第6回 貸付・債権管理・回収 第7回 担保・手形 第8回 保険業法と相互会社・相互保険、少額短期保険業者 第9回 金融庁による保険会社の監督 第10回 保険契約の成立と告知義務 第11回 保険者の免責事由 第12回 法人の機関と保険 第13回 疾病と傷害 第14回 保険金請求権の処分 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)		
特定の教科書は指定しない。毎回、TKC教育研究支援システムを活用して、判例・参考文献・関連資料を提示する。		
参考書(購入任意)		
西尾信一編『金融取引法[第2版]』法律文化社 平成16年 木内宜彦『金融法』青林書院 昭和64年		
前提履修科目		
商事法入門		

科 目	刑事政策（前期）	単 位
		2
担 当	宮澤 節生	

授業内容の概要

刑事政策は、刑事法的社会統制諸制度の現実の機能を実証的に解明するとともに、発見された問題点の改革に関する諸提案の是非を、実証的データを踏まえつつ多様な価値的視点との関連において検討するものである。本学のカリキュラムでは別に「少年法」が開講されるため、この授業では、成人を対象とする刑事法的社会統制諸制度に焦点を合わせる。このような授業の目的は、法曹志望者たちに対して、自分が将来関与することになるであろう刑事法的社会統制諸機関に関する実証的・批判的検討の機会を提供することにある。

授業方法

教科書のほか、TKC教育研究支援システムによって毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などの原文を事前に提供し、授業当日は主として、それらの予習を踏まえた質疑討論に時間を割くことにより、各回のテーマに関する理解を能動的に深めるように努力する。なお、夜間授業を履修する者にとっては参加が困難であるかもしれないが、刑務所を中心とする刑事施設を視察する機会も設けたいと思う。

成績評価の方法

期末試験によって評価する。成績は合否の2段階評価とする。

授業計画

第1回

プロローグ(エビデンスベース政策論と日本の刑事政策決定過程の現実)

第2回

警察

第3回

検察

第4回

刑事裁判

第5回

刑罰制度の理論

第6回

財産刑

第7回

社会内処遇(1)(プロベーション)

第8回

自由刑(1)

第9回

自由刑(2)

第10回

社会内処遇(2)(パロール)

第11回

保安処分と保護処分

第12回

死刑

第13回

被害者の復権と修復的司法

第14回

エピローグ(環境犯罪学と刑事政策)

第15回

期末試験

教科書(購入必須)：

法務省法務総合研究所『犯罪白書平成17年版』。

藤本哲也『刑事政策概論(全訂第5版)』(青林書院、2006年3月発行予定)

ただし、両方購入すると相当高価なので、図書館に複本で入れてもらい、貸出期間制限付きで利用できるように配慮する

前提履修科目

なし

科 目	憲法訴訟論（前期）	単 位
		2
担 当	川端 和治	
授業内容の概要		
憲法が保障する人権は、究極的には司法手続きを経て実現される。従って、憲法判断の方法を考察する憲法訴訟論は、単に手続き論あるいは技術論にとどまるものではなく、誰のどのような権利がいつどのような効果を持つ判決で保障されるのかを理論的に探求することにより、人権規定の具体的な意義を明らかにする意義を持つ。この授業では、憲法訴訟の主要な論点について我が国の判例を批判的に検討することによって、あるべき憲法判断の手法と技術を学ぶこととする。なお必要に応じ、米国連邦最高裁の判例も参照する。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに沿って編集した参考文献・資料及び設問をあらかじめ配布し、当日は設問に対する回答の発表・回答者に対する質疑及びテーマについての全体での討論を行う。設問の回答はメールで事前提出するよう求める。		
成績評価の方法		
毎回の回答提出、授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績は A・B・C・D・F（不可）の5段階とする。		
授業計画		
第1回 憲法訴訟の制度 第2回 憲法訴訟の手続き（1）司法判断適合性・事件性の要件 第3回 憲法訴訟の手続き（2）違憲主張の適格 第4回 憲法訴訟の手続き（3）訴えの利益（ムートネスの法理） 第5回 憲法訴訟の手続き（4）立法の不作为訴訟 第6回 憲法判断の方法（1）政治問題の法理 第7回 憲法判断の方法（2）合憲限定解釈・合憲性推定の原則 第8回 憲法判断の方法（3）立法事実論・公共の福祉論 第9回 憲法判断の基準（1）合理性の基準・中間審査の基準 第10回 憲法判断の基準（2）厳格な審査基準 第11回 判決の形式と効力（1）法令違憲・適用違憲 第12回 判決の形式と効力（2）宣言判決と差し止め命令 第13回 判決の形式と効力（3）事情判決の法理・将来効 第14回 憲法訴訟の機能 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)：戸松秀典著「法律学大系 憲法訴訟」(有斐閣 2000年。但し、近日中に増補版が出版される予定となっているので、購入時には注意すること。)、戸松秀典・初宿正典著「憲法判例第4版補訂版」(有斐閣 2004年) 参考書(購入任意)：憲法訴訟研究会・芦部信喜編「アメリカ憲法判例」(有斐閣)		
前提履修科目		
なし		

科 目	憲法判例論（前期）	単 位 2
担 当		
授業内容の概要		
日本国憲法によって導入された違憲審査制は、この数年間で数多くの憲法判例を生み出してきましたが、最高裁が憲法の期待した人権保障の役割を適切に果たしてきたと評価することは困難です。最高裁は、基本的には違憲判断消極主義と憲法判断積極主義に立脚して、政治部門の憲法実例を正当化する機能を果たしてきたように思われます。本授業ではいくつかの予備的考察をしたうえで、憲法判例を時系列的に取り上げ、現在の最高裁の憲法判例の「新傾向」の意味を明らかにします。そして最後に、民主司法の理念に基づいた違憲審査制の改革構想を提示したいと考えます。		
授業方法		
受講者がTKC教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に学習・検討できるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力します。参考文献、関連判例の事前学習が必須です。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価します。成績評価は、A、B、C、D、Fの5段階とします。		
授業計画		
第1回 比較違憲審査制論 第2回 違憲審査制性格論の原状と現状 第3回 裁判運動と憲法判例 第4回 違憲審査制の軌跡（1）第1期：1947年から1966年まで 第5回 違憲審査制の軌跡（2）第2期：1966年から1973年まで 第6回 違憲審査制の軌跡（3）第3期：1973年から1980年まで 第7回 違憲審査制の軌跡（4）第4期：1980年から1995年まで 第8回 違憲審査制の軌跡（5）第5期：1995年以降 第9回 憲法判例の機能（1）行政事件と最高裁判所 第10回 憲法判例の機能（2）憲法裁判と立法権 第11回 憲法判例の機能（3）法創造・法政策機能の現状とあり方 第12回 統治機構における司法権の位置づけ 第13回 立憲主義的民主的司法権を求めて 第14回 違憲審査制の改革構想 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)：小林武(著)『憲法判例論』(三省堂、定価 3150 円、ISBN4-385-32162-0)をベースにして、ジュリストの重要判例解説、法学教室の判例セレクトを教材として使用します。小林武(著)『憲法判例論』を各自で購入しておいてください。		
参考書(購入任意)：なし		
前提履修科目		
基本的人権の基礎、統治の基本構造		

科 目	行政訴訟実務論（後期）	単 位
		2
担 当	近藤 卓史	
授業内容の概要		
現実の行政事件を素材にして行政訴訟の類型ごとに行政救済論全般について学ぶ。種々の行政活動に関し、行政過程のどの段階でどのような訴訟を提起することが可能で効果的か、そして行政活動の違法性を基礎づける主張をする場合にどのような視点が必要か、行政訴訟を遂行できる法律家として最低限必要な知識と技術の修得を目的とする。従前の行政訴訟についての判例理論をふまえたうえで、その問題点を検討し、改正行政事件訴訟法による新しい行政訴訟制度への対応も視野にいれる。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回の講義に関する参考文献、参考資料を事前に提供し、当日はそれを前提として双方向の授業を行う。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、Fの5段階とする。		
授業計画		
第1回 行政訴訟制度の構造 第2回 抗告訴訟の対象一処分性（1） 第3回 抗告訴訟の対象一処分性（2） 第4回 抗告訴訟の原告適格 第5回 狭義の訴えの利益 第6回 義務付け訴訟・差止訴訟 第7回 仮の救済制度 第8回 当事者訴訟－確認訴訟の活用 第9回 行政訴訟と民事訴訟 第10回 情報公開訴訟 第11回 住民訴訟 第12回 国家賠償請求訴訟（1） 第13回 国家賠償請求訴訟（2） 第14回 損失補償請求訴訟 第15回 定期試験		
使用教材		
教科書(購入必須)：なし 参考書(購入任意)：芝池儀一・高木光編「ケースブック行政法」弘文堂 橋本博之「解説改正行政事件訴訟法」弘文堂		
前提履修科目		
公法総合ⅠⅡ		

科 目	国家補償法（前期）	単 位
		2
担 当	西村 淑子	
授業内容の概要		
国家の活動によって私人の権利が侵害された場合の事後的な回復手段として行政救済法があり、これは、大きく国家補償法と行政争訟法に分かれる。国家補償は、原則として金銭的な救済方法であり、①適法な公権力の行使によって生じた損失を償うものである損失補償、②違法な行為によって生じた損害を償うものである損害賠償、③これらの救済の谷間にある損害を回復するための結果責任に基づく国家補償という、三つの補償制度をその内容とする。 この授業では、行政救済法の体系を概観し、国家補償の基礎理論を説明したうえで、主要な裁判例を取り上げて検討する。		
授業方法		
授業は、テーマごとにあらかじめレジュメを配布し、そのレジュメに従って行う。レジュメには、そのテーマで理解すべき基本的及び発展的事項について、いくつかの問いを設けてある。授業のなかでは、基本的な用語、事実関係、学説についての説明や、レジュメにある設問のうち基本的問題に対する解答を求める。受講者は、答えることができるように参考書等を読んで予習しておくこと。また、発展的本題については、次回の授業で解答を求めるので復習すること。		
成績評価の方法		
①授業への出席状況、②授業中の応答状況、③レポートの成績、④期末試験の成績、これらを総合して評価する。各評価項目の比重は、概ね、①15%、②15%、③20%、④50%とする。成績は、A・B・C・D・F（不可）の5段階による。		
授業計画		
第1回 行政救済法の体系、国家補償法の基礎理論 第2回 損失補償(1) 損失補償の意義、根拠、要否 第3回 損失補償(2) 補償の内容、程度 第4回 損失補償(3) 補償の方法 第5回 損害賠償(1) 国賠法1条に基づく責任① 国家賠償制度の概要、賠償責任の根拠 第6回 損害賠償(2) 国賠法1条に基づく責任② 賠償責任の要件「公権力の行使」 第7回 損害賠償(3) 国賠法1条に基づく責任③ 事例検討－行政・立法の不作为と国家賠償 第8回 損害賠償(4) 国賠法2条に基づく責任① 賠償責任の要件「公の営造物の設置又は管理の瑕疵」 第9回 損害賠償(5) 国賠法2条に基づく責任② 事例検討－道路・河川管理の瑕疵 第10回 損害賠償(6) 国賠法2条に基づく責任③ 事例検討－空港管理の瑕疵 第11回 損害賠償(7) 国賠法に関するその他の問題 第12回 救済の谷間の問題(1) 問題の所在 第13回 救済の谷間の問題(2) 事例検討－予防接種副作用事件 第14回 国家補償まとめ 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 指定しない。適時、資料を配布する。 参考書(購入任意)： 塩野宏「行政法Ⅱ」有斐閣、別冊ジュリスト「行政判例百選」有斐閣		
前提履修科目		
公法総合1・2		

科 目	国際経済法（後期）	単 位
		2
担 当	須網 隆夫	
授業内容の概要		
本講義では、物の貿易を始めとする国際通商の枠組みを形作っているWTO協定の概要を理解した上で、法曹実務に関連する国際経済法の諸側面、すなわち同協定(例えば、政府調達協定・補助金協定)の国内法規制・自治体の行動への影響、同法の枠内で制定されている各国の通商法規制(例えば、EUにおけるアンチダンピング規則・貿易障害規則)のあり方、紛争処理了解によりGATTよりも司法化された紛争解決手続、国内裁判所におけるWTO協定の裁判規範適格性、自由貿易協定の法的問題点などの諸論点を扱い、さらに自由貿易と環境など非貿易的関心事項との衝突などの考察を素材にして、今後のあるべき国際経済法秩序とそのための法制度を展望しようとする。		
授業方法		
講義では、教材の予習を前提に、主として学生との質疑討論によって当該テーマに関する理解を深める。なお後半部分では、選択した論点の中から、各学生に自己のテーマを選択させ、その学生の報告に基いて全体的な質疑・討論を行うことを試みる場合もある。なお、報告する学生に対しては、講義時間外において、別途、調査・検討の方向性を指示する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における質疑・討論への参加状況・発言内容と、期末試験の結果により評価する。期末試験は、論文試験と口述試験の双方によって行う可能性がある。		
授業計画		
第1回 国際経済法の構造		
第2回 国際経済法の歴史的発展 ―GATTからWTO、そして新ラウンド―		
第3回 WTOの概要―組織・構造―		
第4回 貿易自由化の基本原則		
第5回 WTO協定の裁判規範適格性―国内裁判所における主張―		
第6回 附属協定と国内事業者―サービス協定と弁護士―		
第7回 附属協定と地方自治体―政府調達協定・補助金協定―		
第8回 附属協定と構成国の通商法規制―日本・EU・アメリカ―		
第9回 紛争解決手続（1）		
第10回 紛争解決手続（2）		
第11回 自由貿易と非貿易的関心事項―貿易と環境―（1）		
第12回 自由貿易と非貿易的関心事項―貿易と労働・競争政策・知的財産権―（2）		
第13回 WTOと地域経済統合―自由貿易協定の法的問題点―		
第14回 あるべき国際経済法秩序―WTOと民主主義―		
第15回 期末試験		
使用教材		
ケースブック方式の教材を準備し、講義開始前に配布する。合わせて、シラバスにおいて、参考文献・参考書を指定し、毎回の講義のために事前に予習すべき部分を特定する。 教科書(購入必須)： 参考書(購入任意)：『不公正貿易報告書』(2005年版)		
前提履修科目		
なし		

科 目	国際取引実習（後期）	単 位
		2
担 当	ローレンス・レペタ	
授業内容の概要		
本講座は、国際契約交渉の学習および演習から構成される。講義では第一に、交渉に関する基礎理論の学習と国際契約交渉の過程で生ずる様々な法律問題の検討を行い、第二に、アメリカのロースクール学生との模擬チーム交渉を行う。		
授業方法		
関連する法律問題の検討、メモの起案、交渉の相手チームとの討議、インターネットを通じた交渉等。		
成績評価の方法		
成績は合格、不合格の2段階による。		
授業計画		
第1回 本講座の概説。交渉に関する基礎理論の学習。		
第2回 交渉テクニックを教室内で学習する。国際契約交渉及び、IPライセンスに関する法的論点を考える。		
第3回 国際契約交渉における契約書作成に関する重要な論点を考える。		
第4回 第3回までの講義を総合的に議論する。模擬事例を紹介する。		
第5回 模擬事例関係の文書を議論する。相手方当事者とのアポイントメントを取る。		
第6回 交渉実習セッション(1)―相手方交渉チームとの国際電話会議。		
第7回 交渉実習セッション(1)の結果及び同セッションからの学生メモの講評。次のライブ・セッションにおいて用いられるべき代替的アプローチを探る。学生は、文書作成課題「我々の交渉のポジションを示す覚書」の起案を与えられる。		
第8回 学生の覚書の講評。次回のライブ・セッションのための交渉戦術の準備(相手方と覚書を交換することにより、セッションに向けた準備をする)。		
第9回 交渉実習セッション(2)―相手方交渉チームとの国際電話会議。セッション後、相手方チームとインターネットで連絡を取り合い、ライブ・セッションで生じた問題を交渉する。		
第10回 交渉実習セッション(2)の結果と、相手方当事者とのフォローアップ・メッセージを講評。未解決の法律上・ビジネス上の問題を調査しながら、相手方チームに送られることになる追加文書の作成。		
第11回 交渉実習セッション(3)―相手方交渉チームとの国際電話会議。セッション後、相手方チームとインターネットで連絡を取り合い、ライブ・セッションで生じた問題を交渉する。		
第12回 交渉実習セッション(3)の結果と相手方当事者のフォローアップ・メッセージに関して講評する。セッションの間に生じた全ての未解決の法律上・ビジネス上の問題を調査しながら、相手方チームに送られることになる追加文書の作成。		
第13回 交渉実習セッション(最終回)―相手方交渉チームとの国際電話会議。セッション後、相手方チームとインターネットで連絡を取り合い、ライブ・セッションで生じた問題を交渉する。		
第14回 講座の講評。教授と学生は、当該交渉の全過程を見直し、それぞれの戦術の成果を評価し、当該交渉の重要論点および全ての側面について検討する。		
第15回 相手方チームとの共同講評セッション(模擬交渉終了後の分析)。各チームは、交渉の評価を提示し、教授達からコメントを受ける。		
使用教材		
アメリカのロースクールと共に、当該担当教員が、各当事者の詳細なプロフィールと各交渉チームが所有することになる関連文書を柱とする「模擬事案」を、事前に用意する(関係する英文の法律文書を含む)。その他関連教材。		
前提履修科目		
なし		

科 目	国際取引法（前期および後期）	単 位
		4
担 当	増田 晋	
授業内容の概要		
主として日本企業が関係する国際取引と国際紛争を教材として用い、国際取引法の理解に必要な実務的基礎知識と法的思考能力の習得を目的とする。具体的には、国際売買取引、国際合弁契約、国際金融取引及び国際的企業買収等の取引類型ごとの主要法律問題の把握、契約による予防法学の重要性、紛争になった場合の対応・解決等に関する理解を深める。加えて、そこに含まれる国際私法上の論点や国際民事手続法の原則を実務的な視点から習得させることも目的とする。 なお、企業法務部門、渉外法律事務所等への訪問や、国際取引の最先端分野で活躍する実務家をスピーカーに招いた討論などを通じ、国際取引の実際を体験し理解を深める。		
授業方法		
ケース・メソッド及びプロブレム・メソッド(学生は事前に教材・参考文献等を予習し、授業は主として法的理解力と分析力を高める議論中心の教授法とする)		
成績評価の方法		
中間・期末試験の成績と授業における能動的参加の程度によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、Fの5段階とする。		
授業計画		
第1回 国際取引法に関するイントロダクション		
第2回 英文契約書の理解と講読 (1)		
第3回 英文契約書の理解と講読 (2)		
第4回 英文契約書の理解と講読 (3)		
第5回 国際契約の準拠法 (1)		
第6回 国際契約の準拠法 (2)		
第7回 国際売買取引 (1)		
第8回 国際売買取引と国際運送 (2)		
第9回 国際売買取引と国際支払 (3)		
第10回 物権・債権譲渡の準拠法		
第11回 国際合弁事業と技術援助 (1)		
第12回 国際合弁事業と技術援助 (2)		
第13回 国際合弁事業と技術援助 (3)		
第14回 事務管理・不当利得・不当行為の準拠法		
第15回 中間試験		
第16回 国際金融取引 (1)		
第17回 国際金融取引 (2)		
第18回 国際金融取引 (3)		
第19回 国際企業買収と独占禁止政策 (1)		
第20回 国際企業買収と独占禁止政策 (2)		
第21回 国際企業買収と独占禁止政策 (3)		
第22回 国際取引で使われる法主体 (1)		
第23回 国際取引で使われる法主体 (2)		
第24回 国際紛争と国際民事手続法 (1)(国際裁判管轄・国際訴訟競合)		
第25回 国際紛争と国際民事手続法 (2)(送達・証拠調)		

科 目	国際取引法（前期および後期）	単 位
		4
担 当	増田 晋	
第26回 国際紛争と国際民事手続法（3）（外国判決の承認・執行） 第27回 米国の民事訴訟手続 第28回 国際仲裁 第29回 補講予定日 第30回 期末試験 使用教材 教科書(購入必須)： 追って指定する。なお、有斐閣双書「国際私法入門【第5版】」(澤木・道垣内)を自習用(講義でも使用)として購入して下さい。 参考書(購入任意)： 国際私法判例百選 前提履修科目 なし		

科 目	国際取引法特講（前期）	単 位
		2
担 当	牧野 和夫	
授業内容の概要 国際取引法の諸問題の中でも、国際契約、製造物責任訴訟、セクシャルハラスメント訴訟、知的財産権訴訟、独占禁止法、国際紛争処理及び国際家族法に重点を置いて授業を行う。 授業の進め方は、最初の数回については、契約法ルール日米比較、製造物責任訴訟、セクシャルハラスメント訴訟、知的財産権訴訟、独占禁止法及び国際紛争処理の各分野について、講義形式と対話形式を併用する。さらに、国際契約の実習については、ケースメソッドと演習を中心とする。最後の国際家族法については、増田教授と3回分ずつ分担して講義形式で行う予定である。		
授業方法 対話式講義、ケースメソッド、演習を併用する。		
成績評価の方法 50%：筆記試験（仮想事例に基づいた論文式試験）により行う。 50%：出席、演習の評価及びその他授業への貢献度		
授業計画 第1回 オリエンテーション・講義の進め方 第2回 国際取引法の枠組み WTO、日本企業の海外進出、契約法ルールの日米比較 製造物責任訴訟、セクハラ訴訟 第3回 国際知的財産権訴訟（日米比較）、独占禁止法、準拠法と裁判管轄、外国判決の承認・執行 国際仲裁 第4回 英文契約書の目的・構成・種類、一般条項の読み方、国際秘密保持契約書 英文契約書起案の手順 第5回 英文売買契約書の実習 第6回 英文販売代理店契約書の実習 第7回 英文合弁事業契約書の実習(1) 第8回 英文合弁事業契約書の実習(2) 第9回 国際家族法(1) (増田教授担当) 第10回 国際家族法(2) (増田教授担当) 第11回 国際家族法(3) (増田教授担当) 第12回 国際家族法(4) (増田教授担当) 第13回 国際家族法(5) (増田教授担当) 第14回 国際家族法(6) (増田教授担当) 第15回 期末試験		
使用教材 ● 教科書(購入必須)： 牧野和夫他著「国際取引法と契約実務」中央経済社（2003 年） ● 契約書実習に使用するオリジナルの仮想事例集（学生へ配布） ● その他講義で指定する文献・情報、及び講義で配布する法令・判例等		
前提履修科目 とくになし		
		以上

科 目	国際人権法（後期集中）	単 位
		2
担 当	大谷 美紀子	
授業内容の概要		
第二次世界大戦後に国連の創設と同時に本格的に生成・発展してきた国際人権法の理念、規範と実施のための制度について、基礎的・理論的知識を習得することを目的とする。また、裁判実務において国際人権法を活用した訴訟活動を行うために、国際人権法の国内的効力などの理論的問題や、資料の収集方法など実践的なスキルの習得を目指す。さらに、国際人権保障メカニズムを実践的に活用するために、国際人権条約の下での条約の実施のための制度や国連人権諸機関の活動について学ぶ。		
授業方法		
毎回のテーマに即して、基本教材から、場合によっては副教材を事前学習の課題として指定し、事前に十分学習して授業に臨んでいることを前提として授業を進める。授業の方法は、講義形式を用いるが、理解を深めるために、適宜講師の側から質問を發し学生からの回答やコメントを求める。		
成績評価の方法		
平常点(出席・授業中の質問や発言等参加の程度)及び期末試験の結果により評価する。成績は、A・B・C・D・F(不可)の5段階による。		
授業計画		
第1回 イントロダクション:授業の進め方、使用教材、成績評価等についての説明。 国際人権法とは何か、国際人権法生成の歴史 第2回 国際人権法の存在形式:国際慣習法と条約 第3回 普遍的な国際人権文書(1):国際人権章典－世界人権宣言と社会権規約・自由権規約 第4回 普遍的な国際人権文書(2):個別的人権文書:人種差別撤廃条約・女性差別撤廃条約 第5回 普遍的な国際人権文書(3):個別的人権文書:拷問等禁止条約、その他 第6回 国際人権法の国内的実施(1):立法・行政的措置と司法的救済、国内人権機関 第7回 国際人権法の国内的実施(2):国内裁判所による国際人権法の適用、国際人権法の国内的効力、自動執行力 第8回 国際人権法の国内的実施(3):日本の裁判所による国際人権法の適用－実際の判例を通して 第9回 国際人権法の国際的実施(1):国連憲章に基づく人権機関とその活動 第10回 国際人権法の国際的実施(2):条約に基づく機関と条約に基づく実施制度 第11回 国際人権法の国際的実施(3):条約機関に対する報告制度の実際－日本政府報告書審査の実例を通して 第12回 地域的人権文書と実施のための制度:ヨーロッパの地域人権保障制度、アジア・太平洋地域の現状と問題 第13回 国際人権活動におけるNGOの役割:経済社会理事会との協議資格、国際人権基準の設定と実施への関与 第14回 国際人権法と国際人道法・国際刑事裁判所 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須): 尾崎久仁子『国際人権・刑事法概論』信山社 2004 年、(社)部落解放・人権研究所編『国際人権規約と国内判例-20 のケーススタディ』解放出版社 2004 年、条約集(出版社は特に指定しない) 参考書(購入任意): 阿部浩己・今井直・藤本俊明『テキストブック国際人権法(第2版)』日本評論社 2002 年 配布資料:(講師より配布)・・・テーマによって、適宜配布する。		
前提履修科目		
なし(ただし、「国際法」を事前に、履修しておくことが望まれる。)		

科 目	国際法（前期集中）	単 位
		2
担 当	宮崎 孝	
授業内容の概要		
国際法がどのようにして出来たか、その法源と背後にある国際政治経済の現実を読み解き、国際法の形成に寄与する慣行、学説、判例、国際合意及び国際法の適用・実行の実態を説明する。国際法の発展の展望や立法論にも触れる。国際司法裁判所やガット/WTQの紛争解決手続きで蓄積された審決例も紹介する。国家間の合意に依存し、実効的な強制機関を欠く国際法及び国際司法制度の実効性を強化する方策についても議論する。		
授業方法		
国際法になじみの少ない受講生が多い事を前提として、まず国際法入門書を指定し、受講前に通読する事を求め、授業では分かりやすく国際法の概要を説明する。基礎知識が習得されるに従い、具体的な事件に関する国際法の適用について、国家実行や判例を見ながら研究・討論する。授業毎に授業内容の概要と参考資料を配り、双方向の質問と随時に行う小試験により習得程度を確かめる。		
成績評価の方法		
通常の授業へ参加意欲、小試験の成績及び期末試験のレポートの出来により判定する。成績評価は、A・B・C・D・Fの5段階とする。		
授業計画		
第1回 国際法の成立と法源(慣習法、条約、法典化) 第2回 国際法の主体・対象(国家、個人、非国家団体、NGOなど) 第3回 国家承認、政府承認、国家継承(承認の要件と効果、破綻国家など) 第4回 国家責任、国家免除(国家元首等国家機関の責任と免除、「国家責任条文」) 第5回 主権、内政不干渉の原則(国際機関と国家主権、自国民救出、人道的介入、地域統合、世界統治) 第6回 国家領域、海と空の国際法(領土、領海、領空、公海、排他的経済水域、極地、宇宙など) 第7回 国際法と国内法の関係(一元論、二元論、国際法優位説、国内法優位説、国際法の国内実施) 第8回 国籍、外国人の地位(重国籍、出入国管理、在留外国人の人権、難民、亡命) 第9回 外交使節、領事制度、国際人権法(基本的人権、女性尊重、人種差別の禁止など) 第10回 政治的国際組織(国際連合、専門機関、欧州統合、OAS、ASEAN、AU、東アジア共同体など) 第11回 経済的国際組織(IMF、世銀、ガット/WTO、EEC・NATA等自由貿易地域、UNCTAD、APEC) 第12回 国際環境法(酸性雨、オゾン層破壊、地球温暖化などに対応する国際協定、持続可能な発展、予防原則) 第13回 国際紛争の平和的解決・国際裁判(二国間・多国間解決、国際司法裁判所、地域裁判所、裁判管轄権、ガット/WTOの紛争解決手続き) 第14回 国際安全保障(戦争、正当防衛、国連の平和維持活動、人間の安全保障、国際人道法、大量破壊兵器の規制、国際テロ対策、国際刑事裁判など) 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 松井芳郎 他 著「国際法」 有斐閣 小田滋・石本泰三 代表編集「解説条約集」 参考書(購入任意)： 波多野理望・尾崎重義 編著「国際司法裁判所・判決と意見」 国際書院 以上の他追って指示する。		
前提履修科目		
なし。		

科 目	国際民事訴訟法（後期）	単 位
		2
担 当	小林 秀之、原 強	
授業内容の概要		
国際裁判管轄、国際訴訟競合、国際司法共助、国際仲裁、国際倒産について概説的な説明を行った後、双方向の討論と発言により典型的事例や判例について検討する。		
授業方法		
小林秀之講師： 前半4回分について授業を担当するが、教材の選定・作成および全体的な準備については原講師と共同で行う。成績評価についても同様に、共同で行う。		
原強講師： 後半10回分についての授業を担当するが、教材の選定・作成および全体的な準備については小林講師と共同で行う。成績評価についても同様に、共同で行う。		
成績評価の方法		
期末試験と授業中の発言および討論とを総合評価し、5段階評価によって行う。		
授業計画		
第1・2回 国際民事紛争の実際と紛争処理方法〔小林〕 実際の国際民事紛争と具体的な事例や判例から学ぶと共に、各国の民事訴訟の相違、国際仲裁、国際倒産などの紛争処理方法について概観的な説明をする。学生の積極的な発言や双方向な討議も、同時並行的に行う(以下、すべて同様)		
第3・4回 準拠法と「手続は法廷地法による」原則〔小林〕 実際の国際民事紛争を例としながら、準拠法と「手続は法廷地法による」との関係を説明する。国際契約のひな型やリング・リング・サーカス事件を素材として、討議を行う。		
第5・6回 国際裁判管轄〔原〕 わが国の国際裁判管轄について、マレーシア航空事件、ドイツ車預託金事件、)ウルトラマン事件などの最高裁判例を素材とし、説明をし討議を行う。諸外国の国際裁判管轄についても説明する。		
第7・8回 国際訴訟競合〔原〕 関西鉄工事件をはじめとする近時の下級審判判例を素材として、説明をし討議を行う。諸外国の国際訴訟競合の処理についても説明する。		
第9・10回 国際司法共助〔原〕 民訴条約、送達条約証拠収集条約、二国間司法共助取り決めについて説明する。米国ディスカヴァリのわが国での実施について、具体的な実例に基づきながら討議する。		
第11・12回 国際仲裁〔原〕 ニューヨーク条約やジュネーブ条約あるいは二国間通商条約による外国仲裁判断の承認・執行についての国際的司法協力を説明する。その後、AAA、ロンドン仲裁、ICC仲裁などの海外の常設国際仲裁機関やわが国の国際商事仲裁協会などの活動や役割にふれる。最後に国際民事紛争処理についての訴訟と仲裁の比較を全員で討議する。		
第13・14回 国際倒産〔原〕 BCCI事件やベアリングス事件などの実際に起きた国際倒産事件を素材に、国際倒産処理の法的規制について説明する。近時の属地主義から普及主義への立法的改正について理解してもらった後、現在国際倒産が生じた場合の対応についても、並行して説明し検討を加える。		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 小林秀之『国際取引紛争(新版第3版)』(弘文堂)		
参考書(購入任意)： 石黒一憲『国際民事訴訟法』(新世社)、小林秀之ほか『国際民事紛争処理』(弘文堂)		
前提履修科目		
民事訴訟法を既に履修したか、履修していることが望ましい。		

科 目	財産犯論（後期）	単 位
		2
担 当	花井 哲也	
授業内容の概要		
財産犯について、初めに共通の問題や各罪相互に関係する問題を取り上げ、その後個々の罪を取り上げて、財産犯の重要な理論的問題を検討する。近年、財産犯の保護の範囲も変化し、それによって、財産犯論において、新しい解釈論も展開されている。 本授業では、被害を受ける財産の経済的重要性、刑罰による保護の必要性(他の手段による侵害の防止、被害の回復の可能性)、刑罰による保護の実効性などの観点から刑罰の対象となるべき財産犯を理論的に説明していく。		
授業方法		
TKC 教育支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績は、A・B・C・D・F の 5 段階による。		
授業計画		
第1回 財産犯の客体 第2回 財産犯の保護法益 第3回 不法領得の意思 第4回 占有の意義 第5回 不動産の占有とその侵奪 第6回 死者の占有 第7回 財産犯における親族間の特例 第8回 強盗罪の諸問題 第9回 事後強盗の諸問題 第10回 刑法240条の諸問題 第11回 詐欺・恐喝 第12回 横領と背任 第13回 盗品等に関する罪 第14回 毀棄および隠匿罪 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 花井 哲也・刑法講義[各論Ⅱ]信山社 参考書(購入任意)： 林 幹人・財産犯の保護法益、木村 光江・財産犯論の研究、阿部 純二他編・判例刑法研究6		
前提履修科目		
刑法Ⅰ、刑法Ⅱ		

科 目	社会保障法（前期）	単 位
		2
担 当	菊池 馨実	

授業内容の概要

年金・医療・社会福祉など、社会保障をめぐる法制度の基本的仕組みを理解し、その基礎を習得するとともに、社会保障法をめぐる諸問題についての理論的考察を深める。その際、社会保障法をめぐる法解釈上の諸論点の解明に努める一方で、社会保障法には政策法学的要素も強いことから、こうした側面も意識した講義を展開する。いまや我が国の社会経済を揺るがしかねない大問題となっている社会保障に深い関心をもつ学生や、将来これらの分野にかかわる仕事をしようと考えている法曹志望者の受講を歓迎する。

授業方法

社会保障法がカバーする領域はたいへん広く、2 単位の限られた授業回数ですべてを網羅することは難しい。その中で、基本的な制度理解はできるだけ受講生の事前の予習に委ね、実際の授業では、できるだけ個別論点に焦点を合わせて、受講生との対話形式を重視して進めていきたい。

成績評価の方法

出席率、平常点、期末試験の成績を加味して評価する。受講者数にもよるので、具体的な評価割合などは最初の授業で指示するが、基本的には授業への参加度を相当程度重視するつもりでいる。

授業計画

第1回 総論①(社会保障の沿革と意義)

第2回 総論②(社会保障の存在理由)

第3回 医療保障①(医療保険の必要性、対象者、機能)

第4回 医療保障②(医療機関、保険診療、診療報酬)

第5回 医療保障③(費用負担、外国人医療、医療保険制度改革)

第6回 年金①(公的年金の存在理由、給付)

第7回 年金②(遺族年金と生計維持要件、女性と年金、財源)

第8回 年金③(年金改革、企業年金)

第9回 労働保険①(労災保険、業務上外認定)

第10回 労働保険②(雇用保険、雇用政策)

第11回 社会福祉①(社会福祉の存在理由、担い手、地域福祉権利擁護事業)

第12回 社会福祉②(介護保険、障害者福祉、児童福祉)

第13回 社会手当(児童手当、子育て支援策)

第14回 生活保護(補足性の原則、自立支援)

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須)： 西村＝岩村＝菊池編『社会保障法 Cases & Materials』(有斐閣、2005 年)

参考書(購入任意)： 加藤＝菊池＝倉田＝前田『社会保障法(第2版)』(有斐閣、2003 年)

(制度理解は基本的に予習に委ねるので、上記の教科書(有斐閣アルマシリーズ)を推薦しておくが、他のテキストブックでも構わない。)

前提履修科目

憲法、行政法の基礎を理解していることが望ましい。

科 目	少年法（後期集中）	単 位
		2
担 当	後藤 弘子	
刑事特別法である少年法は、犯罪を行った者に、少年であることを理由とした特別扱いを行うことを定めた法である。その特別な取り扱いは、捜査・裁判のみならず、処遇にも及んでいる。現在少年保護事件に対する理解は必ずしも十分ではなく、そのために少年法の理念に基づいた実務が貫徹されているとは言い難い状況にある。本授業では、少年司法と刑事司法（成人の手続き・狭義）と違いを明らかにし、少年司法の指導理念を確認することにより、少年司法のあるべき実務を学ぶことを目的としている。さらには、少年法を通じて刑事法の役割を総合的に検討する。 授業方法 本授業では、テーマごとに文献や事例を指定し、それらを読んだ上で、問題点について議論する対話形式で授業を行う。なお、家庭裁判所や少年院への参観、少年事件の当事者の話を聞くことなどを通じて少年法の理解を深めることも予定している。 成績評価の方法 最終試験および出席、普段の発言状況、小テスト、レポートを総合的に評価する。 成績はA、B、C、D、Fの5段階とする 授業計画 第1回 少年法入門 第2回 非行少年とは誰か 第3回 少年司法手続の流れ 第4回 改正少年法と少年法改正 第5回 少年法における被害者の地位 第6回 保護主義の意義と少年の健全育成 第7回 犯罪少年の捜査と身柄 第8回 触法少年・虞犯少年に対する処遇 第9回 少年審判と非行事実の認定 第10回 調査と家庭裁判所調査官の役割 第11回 終局処分と不服申立 第12回 検察官送致(逆送)決定とその問題点 第13回 少年の刑事事件 第14回 少年事件報道 第15回 期末試験 使用教材 教科書(購入必須)： 守山正・後藤弘子編『ビギナーズ少年法』(成文堂、2005)、田宮裕編『少年法判例百選』(有斐閣、1998) 参考書(購入任意)： 田宮裕・廣瀬健二編『注釈少年法改訂版』(有斐閣、2002)、裁判所職員総合研修所監修『少年法実務講義案改訂版』(司法協会、2004) 前提履修科目 刑法・刑事訴訟法		

科 目	消費者法（後期）	単 位
		2
担 当	池本 誠司	
授業内容の概要		
消費者問題は、現代社会の中で広範かつ深刻な被害が多発している分野であり、市民から相談・受任する訴訟事件も多く、法制度の制定・改正の動きが大きい分野でもある。 サラ金多重債務、訪問販売、クレジット契約、投資勧誘取引など、多発する消費者被害事件を出発点として、法律実務家としてこれを適切に救済できるよう、民法の原則を修正する解釈論の展開と、特定商取引法、割賦販売法、貸金業規制法、消費者契約法などの特別法を学ぶとともに、理論と実務を総合的に検討する。		
授業方法		
毎回のテーマに関連する検討事例を事前に提示し、これに対する民法及び特別法の適用関係の概要を事前学習することを求め、当日は、質疑を交えつつ、争点の理解に力点を置く。		
成績評価の方法		
授業で取り上げたテーマの中から期末試験を行う		
授業計画		
第1回 現代の消費者被害の概要と構造的背景。消費者法の特徴と民法との関係 第2回 訪問販売，電話勧誘販売被害の特徴。民法による救済と特定商取引法の活用（クーリング・オフ） 第3回 通信販売とインターネット取引の被害。特定商取引法その他の特別法による対処 第4回 継続的役務提供契約に関する被害。約款の制限的解釈論と特商法による対処 第5回 連鎖販売取引，業務提供誘引販売取引，利殖商法の被害。特商法、出資法（預り金規制） 第6回 先物取引，証券取引等の投資勧誘取引。契約法理から不法行為法理による被害救済 第7回 消費者取引における過失相殺。勧誘行為の違法性と被害者の落ち度の評価 第8回 消費者契約法（１） 不当勧誘による契約取消権と解釈論の展開 第9回 消費者契約法（２） 不当条項の無効と適用事例の検討 第10回 クレジット契約と割賦販売法。抗弁対抗の活用 第11回 抗弁対抗規定の拡張・制限と信義則の法理 第12回 多重債務と利息制限法，出資法，貸金業規制法。みなし弁済規定の解釈 第13回 多重債務整理の手続。破産、個人再生、任意整理、特定調停の活用 第 14 回 消費者行政と消費者法制度の改正 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編「消費者法講義」日本評論社 参考書(購入任意)： 大村敦志「消費者法」有斐閣		
前提履修科目		
民法総則、契約法、損害賠償法		

科 目	証券取引法（前期）	単 位
		2
担 当	江口 眞樹子	
授業内容の概要		
証券取引法に関する基本的知識の習得を目的とする。証券取引法の歴史的展開を把握し、証券取引法が対象とする有価証券の定義を習得した後、市場の公正性を担保し、投資家を保護する個々の制度を取り上げ、解説する。証券取引法は極めて複雑かつ難解な法律であるが、具体的な事件をとりあげながら、生きた証券取引法の理解に努めたい。通常の講義形式を基本とするが、課題の提出や質疑応答により受講者の理解を深め、到達度を高める。		
授業方法		
講義形式を基本とするが、受講者の積極的な参加を求めたい。受講者は必ず教科書の指定された部分をあらかじめ読み、または、課された課題をおこなったうえで授業に臨むことが要求される。授業では担当教員がそのテーマについての説明をおこなう。その後、質疑応答を通じて受講者が理解を深めることを目指す。時事的な問題も随時採り上げる。		
成績評価の方法		
期末試験および毎回の授業における積極的な参加の程度により評価する。評価はA・B・C・D・Fの5段階による。		
授業計画		
第1回 有価証券法の目的と沿革		
第2回 証券取引法と商法、証券取引法上の有価証券		
第3回 企業内容等の開示制度①		
第4回 企業内容等の開示制度② ― 公開買付制度		
第5回 企業内容等の開示制度③ ― 大量保有報告書		
第6回 証券会社の役割① ― 証券業		
第7回 証券会社の役割② ― 証券会社に対する規制		
第8回 証券会社の役割③ ― 証券仲介業者		
第9回 金融・証券業務の改革		
第10回 有価証券市場		
第11回 不公正な取引①		
第12回 不公正な取引②		
第13回 不公正な取引③		
第14回 証券取引等監視委員会および自主規制機関		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)：河本一郎＝大武泰南『証券取引法読本〔第7版〕』(2005年11月、有斐閣) 第6版とは内容が大きく変わっているので、必ず第7版を用意してください。		
参考書(購入任意)：証券六法平成18年版(2005年、新日本法規出版) 内閣府令等は普通の六法には掲載されていませんが、必要な場合はコピーして配布しますので必ずしも購入する必要はありません。 堀口亘『ハンドブック証券取引法〔第4版〕』(2005年、勁草書房) その他、授業において適宜紹介する。		
前提履修科目	なし	

科 目	情報法（前期）	単 位
		2
担 当	近藤 卓史	
授業内容の概要		
高度情報化がすすむ現代社会において、「情報」が「法」とどのようなかかわりをもつのか明らかにし、情報と法に関する現代的課題を検討する。授業では、憲法21条が保障する表現の自由の基本原理をふまえたうえで、表現の自由が「情報」との関係でどのように具体化され、またどのような制約をうけるのか、具体的事例を素材に検討を加える。メディアの表現・報道の自由、名誉毀損と表現の自由、プライバシー侵害と表現の自由、情報公開法制、個人情報保護法制について判例を中心に扱う。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回の講義に関する参考文献、参考資料を事前に提供し、当日はそれを前提として双方向の授業を行う。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、Fの5段階とする。		
授業計画		
第1回 表現の自由の一般理論		
第2回 メディアの表現・報道の自由（1）		
第3回 メディアの表現・報道の自由（2）		
第4回 名誉毀損と表現の自由（1）		
第5回 名誉毀損と表現の自由（2）		
第6回 プライバシー侵害と表現の自由		
第7回 わいせつ表現と表現の自由		
第8回 インターネットと表現の自由		
第9回 情報公開法（1）		
第10回 情報公開法（2）		
第11回 情報公開法（3）		
第12回 情報公開法（4）		
第13回 個人情報保護法（1）		
第14回 個人情報保護法（2）		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： なし		
参考書(購入任意)： 芦部信喜「憲法学Ⅲ」有斐閣		
松井茂記「マス・メディア法入門」日本評論社		
宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説」有斐閣		
宇賀克也「個人情報保護法の逐条解説」有斐閣		
前提履修科目		
基本的人権の基礎		

科 目	租税法（後期）	単 位
		2
担 当	山下 清兵衛	
授業内容の概要		
租税法領域における「法の支配」の内容を明らかにするとともに、司法の行政に対するコントロールと納税者の権利についての基本的な考え方を修得することがこの講義の目的である。この講義の内容は、担当教員が取得した租税判例を素材として、租税訴訟を遂行できる法律家として、最低必要な知識の修得を憲法理論と行政法理論を基礎とし、税法の理解を深めてもらえるように配慮する。		
授業方法		
毎回のテーマ判例に関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA、B、C、D、Fの5段階とする。 課題レポートと期末試験の結果に基づいて評価する。レポートは、年2回程度とし、講義の基本的な内容を理解しているかどうかを確認するものとする。期末試験は事例問題とし、具体的な事例を素材として、問題进行处理できるかどうかの能力をみる。		
授業計画		
第1回 法の支配と権利実現 第2回 租税債権の成立と確定 第3回 行政事件訴訟法の問題点 第4回 申請・更正・修正申告・再更正の関係 第5回 租税訴訟の訴訟物 第6回 原告適格と処分性要件 第7回 税務調査・査察調査における納税者弁護 第8回 税法の特徴(法律の政省令への委任、不確定概念の多用) 第9回 否認権行使の限界 第10回 財産評価基準と社会的相当性 第11回 会計処理基準と社会的相当性 第12回 真実主義に反する税務手続(推計課税等) 第13回 所得税法の課税要件 第14回 法人税法の課税要件 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 担当教員が作成した教材を使用し、又、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを提供する。参考文献：金子宏編『税法判例 80 選』〔財団法人税務研究センター〕 金子宏『租税法〔第 10 版〕』〔弘文堂〕 ジュリスト「租税判例百選」〔有斐閣〕 参考書(購入任意)： 授業において、随時紹介する		
前提履修科目		
なし		

展開・先端科目 企業法務

科 目	知的財産法（前期および後期）	単 位
		4
担 当	牧野 和夫	

授業内容の概要 知的財産権全般の主要な法律問題とその分析方法、解決策や方向性への導き方を実務的な視点から習得させることを目的とする。特許、実用新案、意匠、商標、著作権、企業秘密（不正競争防止法）、デジタルコンテンツ、キャラクター権、パブリシティー権、サイバースペース上の知的財産の法的保護のあり方につき、関連法令・判例（必要な海外の法令・判例も適宜紹介する）をベースに、法的問題点と解決策への考え方を身に付ける。企業経営や知的財産戦略の視点からも検討を加える。

授業方法 基本ルールの習得については、重要判例の分析を中心に受講者の予習に委ねることを前提とする。講義では、重要判例の理解を通じて基本ルールの運用・活用・応用などの実務面のスキル習得を中心に行う。

成績評価の方法 成績評価は、A、B、C、D、Fの5段階とする。試験と授業への貢献を総合的に評価する。内訳は、70%:期末の筆記試験（仮想事例に基づいた論文式試験）の結果、及び、30%:出席及び授業への貢献度とする。

授業計画

第1回 オリエンテーション

第2回 日米特許戦争・日米プロパテント政策

第3回 特許(1) 発明と特許要件（その1）

第4回 特許(2) 発明と特許要件（その2）

第5回 特許(3) 特許を受ける権利、発明者の権利

第6回 特許(4) 職務発明

第7回 特許(5) 出願手続、出願公開、審査請求、

第8回 特許(6) 拒絶査定、補正、登録

第9回 特許(7) 審判、審決等取消訴訟

第10回 特許(8) 特許権の効力

第11回 特許(9) 権利侵害、侵害に対する救済、罰則

第12回 特許(10) 特許権の利用

第13回 特許(11) 特許ライセンス契約書の実習

第14回 特許のまとめ(特許実務家のゲストスピーカーを交えてのディスカッション)

第15回 実用新案・意匠

第16回 商標(1) 商標の目的・機能、登録要件、類似、商標権の移転・使用許諾、防護標章制度

第17回 商標(2) 商標権侵害と救済・刑事罰、商標登録の不使用取消審判、

第18回 著作権(1) 保護の要件

第19回 著作権(2) プログラム著作物、データベースの著作物、キャラクターの権利

第20回 著作権(3) 二次的著作物、法人著作・職務著作、著作者人格権

第21回 著作権(4) 著作財産権、デジタルコンテンツ保護

第22回 著作権(5) 著作権の保護期間、著作権に対する制限（私的複製など）

第23回 著作権(6) 著作権侵害と民事救済・刑事罰

第24回 著作権(7) 国際的著作権侵害、パブリシティー権

第25回 著作権(8) 著作権のまとめ(著作権実務家のゲストスピーカーを交えてのディスカッション)

第26回 不正競争防止法(1) 周知表示混同惹起行為、著名表示冒用行為、商品形態模倣行為

第27回 不正競争防止法(2) 営業秘密の保護、企業の営業秘密管理戦略、ドメインネームの保護

第28回 国際条約 パリ条約、ベルヌ条約・万国著作権条約、特許協力条約（国際出願）

第29回 期末試験

使用教材 教科書（購入必須）：判例百選(特許・著作権)の最新版。他は追って指定する。
毎回のテーマに関する教材や参考文献・資料は事前告知又は配布する。

前提履修科目 なし

展開・専門科目 市民法務・公益法務

科 目	地方自治法（前期）	単 位
		2
担 当	趙 元 済	
授業内容の概要		
日本の地方自治が憲法上保障(第8章)されているにもかかわらず、地方自治の方向づけとその内容は、国と地方公共団体の関係などを規律する地方自治法規定のみならず、多くの個別法とこれに基づく国の政策等によって影響される。したがって、本講義では、地方自治法や地方分権化政策のみならず、過疎対策法、合併特例法、廃棄物処理法、民活法およびリゾート法などをも素材として、「地方自治の法のシステム」について解説する。		
授業方法		
本授業では、拙著『現代日本の地方自治と法』を教科書として使う。このため、授業の前に本テキストを熟読し、関連する地方自治法などの基本書をも予習することが要求される。したがって、授業当日は、主として質疑応答によって当該テーマに関する理解を深めさせるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における積極的な参加(発表の回数)およびレポート提出と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、Fの5段階とする。		
授業計画		
第1回 地方自治の沿革と地方自治の理論 補足資料:地方自治と住民の権利 第2回 「地方自治の本旨」と住民投票 第3回 情報公開制度と行政の民主的統制 補足資料;行政機関の保有する情報の公開 第4回 地方議会の活性化と政党化 補足資料;普通地方公共団体の組織 第5回 地方公共団体の自治立法権（補足） 第6回 過疎地方公共団体の現状と過疎対策法の検討 第7回 市町村合併と新地方行政主体論 補足資料;市町村合併に関する法律の改正 第8回 新たな事務区分と法定受託事務 資料;国と地方公共団体との事務配分に関する法的検討 第9回 国と地方の関係 補足資料;代執行訴訟と新旧の地方自治法 第10回 国と地方の紛争処理仕組みと法的検討 第11回 地方財政と財源配分の仕組み 第12回 第3セクターの法的検討 補足資料;住民訴訟に関する法的検討 第13回 地方行政改革 第14回 地方自治の回顧と展望 補足資料;日本の地方自治の新たな展開～地方分権一括法制定以降を中心に～ 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)：拙著『現代日本の地方自治と法』(信山社、2003年)		
前提履修科目		
なし		

科 目	倒産処理手続 1（後期）	単 位
		2
担 当	那須 克巳	
授業内容の概要		
各種倒産処理手続の特徴を理解したうえで、倒産処理手続の基本となる破産法を中心として学修する。学修に際しては、基礎的知識の正確な把握に重点を置くと同時に、そのような規律が定められている理由を理解し、習得した知識を具体的な事例に適用できるように努める。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムに、設問及びレジュメを掲載するので、事前に教科書を読み、各自設問を検討した上で、授業に臨んでもらう。授業においては、基本的な規律、重要事項等について講義方式で解説を行った後、質疑討論方式で設問を検討する。授業後においては、知識の整理と理解を深めるため、TKCに復習問題を掲載する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における準備、能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A・B・C・D・Fの5段階とする。		
授業計画		
第1回 倒産処理手続の必要性和理念、各種倒産処理手続の概要		
第2回 破産手続の概要、破産手続開始の要件		
第3回 破産手続開始の効果、破産手続の機関		
第4回 破産債権、多数債務者関係と破産債権		
第5回 財団債権、破産管財人の実体法上の地位		
第6回 双方未履行契約関係の処理		
第7回 双方未履行双務契約の処理(続)、係属中の訴訟手続の帰趨		
第8回 係属中の訴訟手続の帰趨(続)、取戻権		
第9回 別除権(1)		
第10回 別除権(2)		
第11回 相殺権(1)		
第12回 相殺権(2)		
第13回 否認権(1)		
第14回 否認権(2)		
第15回 期末試験		
(破産法の残りの部分と民事再生法は倒産処理手続2で学修する。)		
使用教材		
教科書(購入必須):伊藤真「破産法〔第4版〕」有斐閣		
参考書(購入任意):山本和彦著「倒産処理法入門〔第2版〕」有斐閣		
前提履修科目		
なし(但し、民法全般に関する知識は不可欠である。)		

科 目	倒産処理手続 2（前期）	単 位
		2
担 当	那須 克巳	
授業内容の概要		
倒産処理手続1で扱えなかった破産法の残りの部分を学修した後、主として民事再生法を学修する。また、倒産処理手続全体を通じて、基本的な知識の再確認と、習得した知識の適用能力の増強等、総合的な能力の向上を目指す。		
授業方法		
破産法の学修においては、原則として、倒産処理手続1と同様の方法で授業を進める。民事再生法については、破産法との相違点を中心に学修し、その過程において質疑討論方式で、破産法の知識の再確認と整理を行う。さらに、総合的な学修を図るため、プロブレムブックの使用も検討中である。		
成績評価の方法		
毎回の授業における準備、能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A・B・C・D・Fの5段階とする。なお、授業において課題を提出し、その結果を成績評価に加えることもあり得る。		
授業計画		
(第3回目までは破産手続、第4回以降は民事再生手続が中心となる。)		
第1回 法人の役員の責任、破産債権の届出・調査・確定		
第2回 破産財団の管理換価、配当、破産手続の終了		
第3回 消費者破産（同時廃止、自由財産、免責、復権）		
第4回 倒産事件の受任、倒産手続の選択		
第5回 民事再生手続における申立代理人の役割、民事再生事件の流れ		
第6回 申立、保全処分、開始決定		
第7回 民事再生手続の機関、再生債務者の地位		
第8回 再生債務者に対する債権、再生債権の届出・調査・確定、簡易再生、同意再生		
第9回 未履行双務契約の処理		
第10回 取戻権、相殺権、否認権等		
第11回 担保権者の処遇、財産評定		
第12回 再生計画の作成・再生計画の条項・再生計画の効力		
第13回 再生計画の履行・変更、再生手続の廃止、手続移行、個人再生手続(1)		
第14回 個人再生手続(2)		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)：伊藤眞著「破産法〔第4版〕」有斐閣（手続1と同じ）		
民事再生法については、実務的な解説書が多く、基本書として適切なものがない。下記の参考書を熟読すれば基本的な部分は賄えると思われる。なお、最近発行された三木浩一・山本和彦編「ロースクール倒産法」有斐閣の使用を検討中である。		
参考書(購入任意)：山本和彦著「倒産処理法入門」有斐閣（手続1と同じ）		
前提履修科目		
倒産処理手続 1		

科 目	特別刑法（後期）	単 位
		2
担 当	花井 哲也	

授業内容の概要

刑法典以外の刑罰法規すなわち特別刑法は、刑法典を補充する特別刑法としての暴力行為等処罰法などを含め、優に 700 を超える数に達している。また、犯罪の大半も特別刑法違反によって占められている。したがって、特別刑法は複雑化する現代社会において、私たちの日常生活の中で、ますます重要性を増し、実務においても特別刑法の各本条の解釈適用に多くの問題を生じている。そこで、まず初めに特別刑法の総論部分を概観し、その後で若干の特別刑法の各法条の解釈論を検討する。

(注) 授業内容に変更があるかもしれない。

授業方法

TKC教育研究システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、講義は質疑応答も含めて、毎回のテーマに関する理解を深めるように努力する。

成績評価の方法

毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、Fの5段階とする。

授業計画

第1回 特別刑法の概観

第2回 特別刑法と犯罪論

第3回 特別刑法と憲法上の問題

第4回 特別刑法の体系

第5回 軽犯罪法 1

第6回 軽犯罪法 2

第7回 盗犯等防止法 1

第8回 盗犯等防止法 2

第9回 盗犯等防止法 3

第10回 暴力行為等処罰法 1

第11回 暴力行為等処罰法 2

第12回 売春防止法 1

第13回 売春防止法 2

第14回 売春防止法 3

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須)： なし(プリント配布)

参考書(購入任意)： 莊子邦雄他編・注釈特別刑法1～8

前提履修科目

刑法Ⅰ、刑法Ⅱ

科 目	独禁法（前期）	単 位
		2
担 当	田村 次朗、隅田 浩司	
授業内容の概要		
本講義は、経済法の中核的内容である独占禁止法に関する規制類型、規制手法及び公取委を中心とする執行を含め、経済法に関する重要論点全般をカバーする。特に、本講義では、抽象的な理論を平板に学習するのではなく、具体的な問題や事件に際して、どのように独禁法をはじめとする経済法を解釈・適用して問題を解決するのかという法曹実務家として最も必要とされる問題解決のプロセスを理解させることを主眼としている。従って、講義に際しては、公取委の審決例及び判例を素材とした想定事例を多く用いて、受講生が経済法の解釈・適用を体感することができるようにする。なお、経済法に関しては、実務においても比較法的分析がきわめて重要となるが、これについては比較競争法において集中的に取り上げるので、独禁法と共に受講することを推奨する。		
授業方法		
本講義は、ソクラティックメソッドとパワーポイントを活用した講義形式とを併用する。		
成績評価の方法		
成績評価は、期末試験及び平素の講義に際しての授業への参加姿勢などを総合的に評価し決定する。A・B・C・D・Fの5段階とする。		
授業計画		
第1回 経済法の基本構造と市場経済における独占禁止法の役割 第2回 価格カルテルと談合に対する規制(不当な取引制限) 第3回 不当な取引制限における反競争的效果の分析 第4回 私的独占規制(1)「支配」の意義と事例分析 第5回 私的独占規制(2)「排除」の意義と事例分析 第6回 事業者団体規制の意義と事例分析 第7回 M&A の現状と独占禁止法における企業結合規制 第8回 不公正な取引方法(1) : 不当な差別的取り扱い、不当対価規制等 第9回 不公正な取引方法(2) : 不当顧客誘引、抱き合わせ等 第10回 不公正な取引方法(3) : 再販売価格維持、拘束条件付き取引、優越的地位の濫用等 第11回 国際取引と独占禁止法、適用除外制度の今日的意義および知的財産権と独占禁止法 第12回 公正取引委員会の機能と審査・審判制度 第13回 独占禁止法におけるパブリックエンフォースメント(課徴金制度と刑事罰) 第14回 独占禁止法と民事訴訟(差止請求制度・損害賠償訴訟) 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)：①金井貴嗣他編著『独占禁止法』(弘文堂 2005) なお、本書については、独禁法改正に伴う改訂が予定されているので、改訂版(第二版 近刊)を購入されたい。 ②「独禁法審決・判例百選(第6版)別冊ジュリスト」(有斐閣 2002) 参考書(購入任意)：白石忠志『経済法教材 2005』(商事法務 2005)		
前提履修科目		
特になし。		

科 目	比較競争法（後期）	単 位
		2
担 当	田村 次朗	
授業内容の概要		
本講義では、日本の独占禁止法に代表される競争法および法制度設計、規制緩和に際して重要となる法政策である競争政策特について、日米欧の代表的な競争法を基軸として、比較法的に考察することを目的とする。本講義では、世界各国の競争法の大きな潮流を形成するアメリカ反トラスト法および欧州競争法および日本の独占禁止法について各行為類型毎に整理・検討し、法文化、制度の相違点を加味した重層的な比較法的視座を学生に提供する。さらに各国において進行中である規制改革との関連において競争政策がどのように現実の法制策および事業法解釈に応用されているのかについても、同様の検討を行う。		
授業方法		
本講義は、ソクラティックメソッドとパワーポイントを活用した講義形式とを併用する。		
成績評価の方法		
成績評価は、期末試験及び平素の講義に際しての授業への参加姿勢などを総合的に評価し決定する。A・B・C・D・Fの5段階とする。		
授業計画		
第1回 比較競争法の基本的な視点(日米欧競争法の基本構造) 第2回 米国反トラスト法における共同行為規制の現状と課題 第3回 EC 競争法における共同行為規制の現状と課題 第4回 共同行為に関する比較分析 第5回 米国反トラスト法における独占規制の現状と課題 第6回 EC 競争法における支配的地位の濫用規制 第7回 独占に対する比較分析 第8回 米国反トラスト法における水平合併規制の比較分析 第9回 水平合併に関する比較分析と国際合併への対応(第10回 垂直統合と垂直合併規制の比較分析(混合合併を含む) 第11回 垂直的価格制限に関する比較分析 第12回 垂直的非価格制限に関する比較分析 第13回 競争法と経済分析、および国際取引と競争法の域外適用 第14回 日米欧競争法のエンフォースメントに関する比較分析 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 村上政博『アメリカ独占禁止法 第二版』(弘文堂 2002) 参考書(購入任意)： 越智保見『日米欧独占禁止法』(商事法務 2005)		
前提履修科目		
特になし。ただし、独禁法の受講を推奨する。		

展開・先端科目 共通

科 目	民法実務演習 (前期)	単 位
		2
担 当	北 沢 義 博	
授業内容の概要		
これまで学習した民法(主に、1 年次で学習した範囲)の中から、民法を学ぶ上で極めて重要な論点、あるいは弁護士が実際に扱うことの多い紛争類型を選択し、民法(重要な特別法を含む)が、市民社会や取引社会でどのように機能しているか学ぶ。 また、後期の民事訴訟実務が履修できるように、要件事実論も一部扱うが、あくまでも弁護士の立証活動を考えた機能的なものとして学習する。		
授業方法		
民法実務演習は、A, Bそれぞれ昼夜開講し1クラス最大20～25名程度とする。田中教授が担当するBと目的は同じであるが、内容は別である(詳細は別途告知する)。本講は、主に、事実関係が詳細に記述された判例を使用し、原告はどのように主張を組み立て、立証方法を選択していくかを実務的観点から学ぶ内容とする。また、重要な最高裁判例の法理を正確に理解する。教材は、事前に配布するか、TKCにアップするので、各自、事案を理解し、法的問題を検討しておくことが求められる。これを前提に、授業においては互いに議論し、理解を深めることを目指す。 司法試験や訴訟実務に対応できる、法的文書の記述についても学ぶ機会を設ける。		
成績評価の方法		
原則として、期末テストで評価し、A、B、C、D、Fとする。		
授業計画		
第1回 民法の既習事項の再確認(試験と解説) 第2回 売買(瑕疵担保と債務不履行) 第3回 不動産賃貸借(土地・建物の明渡し訴訟) 第4回 人の労務・能力・技能を提供する契約と訴訟 第5回 契約締結上の過失と安全配慮義務 第6回 当事者の契約意思を巡る紛争 第7回 違法・不当な行為を巡る紛争 第8回 訴訟記録を使つての学習(1) 第9回 訴訟記録を使つての学習(2) 第10回 債権者代位権と債権者取消権 第11回 企業取引における担保法の機能 第12回 不動産登記に関する訴訟 第13回 法人・団体を巡る訴訟 第14回 総合問題検討 第15回 期末試験		
使用教材 上記のとおり、教材は、毎回事前に提供するので、それを3, 4時間程度で検討してくることが前提である。		
教科書(購入必須): 1年次および2年次の民法で各自が使用した教科書を常に参照することが求められる。教員自身は、民法は、内田貴教授の民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ(東京大学出版会の最も新しい版)を、民事訴訟法は、伊藤真教授の「民事訴訟法」(有斐閣)を参照することが多いので、これらを使用していただくと便利である。		
参考書(購入任意): 必要に応じて紹介する。		
前提履修科目:		
民法1～4、民事訴訟法1・2		

科 目	民法実務演習 (前期)	単 位
		2
担 当	田中 宏	
授業内容の概要 実務で多く取り扱われる紛争類型をとりあげ、その解決一主として訴訟による一のために民法を中心とする実体法がどのようにして使われるか、また、訴訟法がどのように機能しているのかを学修する。2年生は民法総則と債権法を概観したにすぎない段階であるが、紛争事例をもとに手薄な部分を補っていくとともに、同時並行で講義が展開される物権法・担保物権法の領域についても、リンクさせて学修する。また、必要に応じて民事訴訟法や証拠と事実認定の領域にも踏み込み、「実務的視点から、法律基本科目の知識を検証・補充・展開し、実務科目(民事訴訟実務等)につないでいく」ことを目的とする。演習といっても、研究型のSeminarではなく、練習型のUbungを旨とする。 授業方法 1クラス20～25人を「一応の目処」とし(参加人数が増えてもUbungは可能だから、人数の絞り込みは行わない)、クラス内にグループを編成する。①仮設の事例を素材とした、当事者のとるべき攻撃防御方法についての考察や、②判例を素材とした規範の検討など、実務における武器の組み立て方について検討する(詳細は別途告知する)。③教科書として司法研修所編のテキストを指定したが、これを解説して暗記することではなく、このテキストの中に含まれる要素を分析的に検討する。 成績評価の方法 期末テストを基本とするが、演習への参加状況(出席・発言・提出物等)も点数調整要素として使用することがある。 授業計画 第1回 民法・民事訴訟法の既習事項の確認(試験および解説) 第2回 売買契約の履行不全を巡る諸問題(1) 第3回 売買契約の履行不全を巡る諸問題(2) 第4回 不動産賃貸借を巡る諸問題(1) 第5回 不動産賃貸借を巡る諸問題(2) 第6回 金銭消費貸借を巡る諸問題 第7回 給付の外縁的義務 第8回 違法・不当な取引勧誘行為を巡る紛争 第9回 契約の効力・効果帰属に関する紛争(1) 第10回 契約の効力・効果帰属に関する紛争(2) 第11回 債権回収の道具(1)債権関係の移転と相殺 第12回 債権回収の道具(2)債権者代位訴訟・詐害行為取消訴訟 第13回 債権回収の道具(3)担保法 第14回 不動産の権利と登記に関する紛争 第15回 期末試験 使用教材 教科書(購入必須): 司法研修所編「問題研究 要件事実」(法曹会) 参考書(購入任意): 必要に応じて紹介する。 前提履修科目:民法1～4、民事訴訟1・2 【留意事項】紙面の関係で講座の趣旨や運営方法について十分に説明しきれない。ガイダンスまでに補充説明書を掲載するので、あわせて精読されたい。		

科 目	労働法（後期）	単 位
		2
担 当	深谷 信夫	
授業内容の概要		
産業構造の変動と就労構造の多様化のなかで、現代日本の労働法をめぐる環境も変化している。雇用関係法や労働市場法を中心とする立法が相次いでいる。判例法理も新たな展開をみせている。 こうした労働法の重要問題の基本内容を確認し、基本問題から発展問題・関連問題へと、事例研究をふくめて検討を進める。		
授業方法		
テキストの基本問題についての概説をふまえて、基本問題・発展問題・関連問題について、レポートの提出を求める。授業では、それらの検討を行う。		
成績評価の方法		
授業への出席、レポートの提出状況、試験の成績を総合評価する。A・B・C・D・F(不可)の5段階とする。		
授業計画		
第1回 ①労働法とはなにか ②労働法上の「労働者」 第2回 ①労働法上の「使用者」 ②労働法規・労働契約 第3回 ①労働協約 ②就業規則 第4回 ①労働憲章 ②差別禁止 第5回 ①労働関係の成立 ②賃金 第6回 ①労働時間 ②休暇・休業 第7回 ①安全衛生・労働災害 ②人事 第8回 ①企業秩序・懲戒 ②解雇 第9回 ①辞職・合意解約 ②労働組合と団体交渉 第10回 ①団体交渉 ②不当労働行為 第11回 ①合併・営業譲渡・会社分割と労働関係 ②国際的労働関係 第12回 ①知的財産と労働関係 ②労働市場と法規制 第13回 ①労働紛争の処理 ②労働条件の変更 第14回 ①企業組織再編と労働関係 ②人事権と人格権 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 荒木尚志他『ケースブック労働法』(有斐閣) 参考書(購入任意)： 菅野和夫『労働法第七版』(弘文堂)		
前提履修科目		
なし		

展開・先端科目

科 目	リサーチペーパー（前期）（後期）	単 位
		1
担 当	宮澤 節生	

授業内容の概要

担当教員は運営全体の統括を担当するものであって、実際の指導は、各履修学生の研究テーマによって選定され、指導を引き受けた、本学専任教員によって行われる。目的は、広い意味での法学に関する学術論文の作成である。選択した問題について、従来の研究を踏まえたうえで新たに分析（実証研究の場合は調査）を行い、自己の見解（実証研究の場合は知見）を提示するものでなければならない。実質的に、短めの修士論文を書くことに相当する。したがって、まず選択した問題に関する従来の研究論文を網羅的に収集検討することから作業を始めることを勧める。本学に所蔵しない文献の収集については図書館スタッフに相談することを勧める。文献引用については、学術論文のスタイルを踏まえたものでなければならない。以下、履修手続・作業要領等を記す。

1. 仮登録・正規登録

（1）仮登録：履修希望者は、氏名、学生番号、テーマ、希望する指導教員（専任にかぎる）、400 字程度のテーマ説明を A4 用紙 1 枚に横書きし、前期履修については 2005 年 12 月 20 日（火）までに、後期履修については追って指定される夏休み前の一定期日までに、事務所に提出しなければならない。その際、希望する指導教員と事前に協議し、承諾を得ておくこと。

（2）正規登録：前期・後期とも、各学期の通常の登録期間中とする。履修取り消し期間も、他の科目と同一とする。

2. 対象分野・分量

法学（法解釈論に限定せず、実務分析、歴史的・哲学的・実証的研究、政策論等を含む）の全分野を対象とする。ただし専任教員の中に指導教員が確保できるものでなければならない。分量は 1 万字～2 万字とする。

3. 前提履修科目

現時点では開講されていない分野や、本学では科目として設定されていない分野もあるので、前提履修科目は設けない。ただし、上記のとおり、指導を希望する教員に研究計画を説明して事前に了承を得ること。（当該教員が当該学生の知識・学力を考慮して指導を断ることがありうる。）

4. 共同セミナー

（1）第 1 回：担当教員は、前期・後期とも、学期開始直後に、学術論文の基本的作法について第 1 回共同セミナーを行う。予備登録からそれまでの間に、選択したテーマに関する古典的文献や最近の研究業績を検索・検討し、テーマの絞込みと自己の主張の整理に努めることを勧める。

（2）第 2 回： 担当教員は、前期・後期とも、最終授業日の約 1 ヶ月前に第 2 回共同セミナーを行い、論文作成の進行状況を確認する。

5. ペーパー提出

前期・後期とも、ペーパー提出期限は期末試験最終日の 1 週間後とする。履修者は、完成論文を事務所に提出しなければならない。

6. 成績評価

可否の 2 段階評価とする。

7. 優秀論文の選定

何らかの方法で優秀論文を選定することを検討中である。